

政策資料

50—1962・12

(政審資料改題)

特集 日本社会党の社会保障政策案

日本社会党政策審議会

政策資料 12月号 NO. 50

目 次

インタビュー

政策立案の姿勢 石村 英雄 (3)

政策の焦点

38年度予算と景気対策 (4)

日中貿易の今後の課題 (5)

失対事業のなしくずし廃止

を狙う政府案 (7)

特集 日本社会党の社会保障政策案

..... (8)

解 説

社会保障政策案について (24)

参考資料 最近の経済金融の動向 (25)

(大会提出議案)

昭和38年度財政方針に対する態度 (30)

海運政策 (32)

都市交通対策 (34)

観光政策 (36)

鉄道新線建設に対する方針 (38)

資 料

原子爆弾被害者の医療等に関する法律の

一部を改正する法案要綱 (39)

公共料金等物価値上げに対する申し入れ (40)

消費者米価値上げ反対に関する党の態度 (40)

政府の外交政策に対する申入れ (42)

明年度減税実施についての申入れ (43)

清掃法改正要綱案 (44)

第22回大会政策審議会提出議案一覧表 (45)

政治日誌 (4)

現在の日本では、労働者をはじめとする労働大衆が資本の搾取と不当な権力による抑圧のもとにいる。

したがって、労働者、労働大衆が資本の支配をくつがえし、権力を握ることは社会主義社会を建設するためには、基本的な条件である。労働者、労働大衆は、資本主義的私有制度を廃止することなしに、全面的な生活水準の向上、安定した生産労働、完璧な社会保障を確立、享受することはできない。

社会主義革命を志向する日本社会

党の主要な任務は、日本の労働者、労働大衆が資本支配から解放されるための有効な指導を行なうことにある。したがって、社会党的政策は、労働者の解放運動の助けとなり導きとならなければならない。この意味では、政策は国家権力奪取の目標と緊密に結びついていなければならぬ。

石村英雄氏



い。しかし、それが、すべてではない。

われわれ、党の政策担当者が、政策を打ち出す場合、つねに忘れてはならないことは、現実の働く者の生活に深く根をおろし、これを政策に反映させることとともに、この政策を大衆の組織化のために役立てるという組織当事者としての主体性を持たなければならないということである。

しかし、このような姿勢は、政策担当者として正しくない。

資本主義社会における社会保障の闘いについての消極的な態度が見受けられる。

政策立案の姿勢

石村英雄

この姿勢の問題はまた、党全体の姿勢の問題である。

政策の担当者であり、同時に組織者であるべき人々は、労働組合その他大衆団体から要求があつたから政策を立案し、主張するという受動的、請負的態度ではなく、積極的に当面する闘いの渦中にはいり、指導するという姿勢をとつて貰いたい。

これは社会党的全体についていえることだが、党は働く者の後からついてまわる請負い会社ではない。これは社会党的全体についていえることだが、党は働く者の後からついてまわる請負い会社ではない。社会党は、つねに、働く者の先頭にたち、闘いを指導してゆく姿勢を保ちづけなくてはならないのである。

しかし、ここから直ちに、社会保障政策を打ち出し、ひいてはその闘いを進めることができ、ゴミ処理だといふ。

制度の機構からたえまなく造出されてくるゴミ処理にすぎない、といつたような一面的な強調と、社会保障の闘いについての消極的な態度が見受けられる。

とともに、労働大衆の生活に直接的にかかわりながら、その政治意識を高めてゆく闘いである。したがつて、社会保障政策担当者の組織当事者としての任務は非常に重いといわねばならない。

三十八年度予算と景気政策

三十八年度予算の編成に關係して、一ぱん注目すべき点は、自民党政府がどれだけ景気刺激的性格を予算にもりこむかということである。

昨年九月から、自民党政府は、主として国際收支の危機に対応するために金融ひきしめを行なつた。このしわはもち論勤労者階級へよせられてゐる。そして国際収支は当面のところ回復してきて起されたデフレ効果が過去の無計画な過大設備投資によつて譲成されていた過剰生産要因を顕在化させることになった。

過剰生産は織維、紙パルプ、化学肥料、鉄鋼、機械等の部門をおそつてゐる。これが以前から構造的危機に見まわれていた石炭、非鉄金属鉱業等の不況と結びつき、事態は一そく深刻となつてゐる。しかもそれに追打ちをかけて貿易自由化である。政府は、日銀公定歩合をひき下げたり、高率適用や預金準備率をゆるめたりしているが、この程度の金融緩策ではとても景気上昇力がうまれてこない、それほど今度の過剰生産はひどいのであ

る。そこで、三十八年度予算では、財政政策のなかへ景気刺激策をどうしてもうち出そうというのが自民党政府の方針である。

そこでどんな政策が出てくるのであろうか。今

のところ予想されているのは、第一に減税である。しかし三十八年度は経済成長率がひくいので、大きな租税自然増収を見こめないとして、自民党内には減税に消極的な動きも強い。しかし、もし減税を行なうとすれば、株式配当や預金利子の減税によつて資本蓄積を促進したり、企業の設備償却年限を短縮したりといふことにならう。ことに株式配当の減税は、当面の株価落と回復させようと証券業界の御要望に自民党がこたえるものとして出てくると思われる。

第二に公共投資である。これはすでにここ数年来、高度経済成長政策の中心的なキャッチフレーズとして唱えられてきたことだから、三十八年度もひき続き強くうち出されるのだろう。ことに道路建設の投資をふやすため、自民党はガソリン税のひき上げをもねらつてゐる。

10・10 杜党両院議員総会、日韓、石炭政策、江田发言で論議▽麻薬対策で申し入れ▽炭労政転闘争推進中央総決起大会（東京・電通会館）
10・11 社党中央執、江田発言に対する佐々木質問書を検討▽中央資金審議会（会長中山伊知郎氏）
10・12 石炭最賃制を答申
10・13 閣僚懇談会、私鉄、十一月から平均一〇%値上げ方針を確認
10・14 税制調査会、来年度減税問題の審議開始▽閣僚懇談会、私鉄、十一月から平均一〇%値



10・14 石炭鉱業調査団（団長有沢氏）「石炭鉱業の安定策ならびにその雇用対策について」答申（四二年出炭規模五千五百余万トン、六万人を整理等）▽石炭政転本部、三団体、社会、総評、炭労共闘宣言を決定し首相に閣議決定を訪欧前に行なわないよう申入れ▽「安保会」訪中議員団、中国人民外交学会と共同声明日韓会談反対、軍事基地撤去、核実験反対中央集会（日比谷音楽堂）
10・15 政府日中貿易の態度（貿易協定、延べ払い等について）決定
▽運相、十一月一日から私鉄運賃平均一〇%値上げ実施等を指示▽岡崎国連代表、国連政治委で地下実験査察で演説
10・16 民社党大会、西尾委員長、伊藤副委員長、西

第三は財政投融資である。財政投融資が景気対策に大きな役割をはたすことは周知のところである。ところが三十八年度は、財政投融資の原資が窮屈である。それは、終戦後に契約した簡易保険の契約満期がきて払戻しがふえること、産投会計からガリオア・エロアの対米債務の返済が本格化すること、産投会計の収入となっていた特定物資納付金が三十七年度で終了することなどのためである。

そこで自民党は道路公団、住宅公団、国鉄公社、電々公社などから政府保証債を発行して民間金融機関にひき受けさせ、それをさらに日銀がオペレーションで買い上げる、といった方法を考えている。これはつまるところ、日銀が紙幣を印刷して放出することと同じであり、明らかなインフレ政策である。

またさらに、自民党は、財政投融資計画の一かんとして外債を発行して投資資金を国外から調達

することも考えている。すでにここ数年、開発銀行、電々公社などの政府機関や大阪市などの地方自治体が外債を発行している前例があらわれているが、これを一そく大規模にしてゆく方向をとろうとしているのである。

こうしたやり方が、池田首相のいう「金づくり」政策なのである。もと論こうして作り出された金は独占資本の設備投資資金にあてられることになる。そしてこの「金づくり」政策の結果はインフレとなり、あるいは日本経済の自立化が阻害される。そのしわは勤労大衆によせられる。だが勤労大衆はデフレ政策のしわをよせられ、そしてまたインフレ政策のしわをよせられ、それに甘んじていることを拒否しようとしている。つまりひと口に景気政策といつても、一体だれのための景気政策か、をきたるべき予算審議のなかで争わなければならぬのである。

(高沢)

日中貿易のこんごの課題

松村謙三氏の訪中につづいて、高崎達之助氏を団長とする経済使節団が中国を訪れ、五カ年間で往復五億ドルの民間貿易協定を締結してきた。こんどの取決めによる貿易は、これまで続けられた友好商社による貿易とは一応別個のものであ

る。

日中貿易は、岸内閣当時のいわゆる長崎国旗事件を契機として、事実上、中断されたままであったが、これまで年度の貿易額も、中断前の最高水準、年間約一億五、六千万ドルに復帰すること

村書記長を選出 ▽中印関係悪化（十九日交

戦）

社党中央執、佐々木質問書を討議、すべてを河上委員長に一任と決定 ▽日經連総会、賃上げストップを強調

ソ連、中國國連代表権決議案提出

社党中央執、大幅減税で申入れ ▽金韓国情報部長来日、大平、金会談 ▽社会党、日韓会談中止で大平外相に要請 安保反対国民会議が会

談阻止の共同声明

労働者「景気調整下の労働経済」を発表 ▽臨時義務教育教科書用図書無償制度調査会（天野貞祐会長）基本構想をめる

盛岡地裁、公労法第四条三項は違憲と判決

経企庁、消費者動向調査発表

▽炭労二四時間スト

▽自治省、地方選挙構想をめる

米大統領、キューバ問題で池田首相に親書、全面協力を要請

米「キュー封鎖」で声明

社党中央執、総評など七団体、キューバ問題で政府に抗議

政党、規約等改正案を決定 ▽閣議、東北電力の料金十二月から十二・六%の値上げをめる

▽日銀、全定歩合一厘引下げをめる

▽厚生省、低所得層対策案発表

社党中央執、運動方針案発表 ▽経団連、景気見通し発表（今年度成長率四・四%「実質二・三%」來年度八%）

ソ連首相、キューバから「攻撃的兵器」撤収

は、ほぼ確実となつた。また延べ払い方式について、日本政府が事前の了解を与えていたという事実は、それがいかなる意図でなされたかはともかく、従前の日中貿易のあり方とは一步を隔するものといわねばなるまい。

しかしこの際、この協定が締結されるにいたるまでの国内外の圧力をいま一度ふりかえつてみると必要があろう。前途に同じような困難が十分に予測されるからである。

中国やソ連に対する貿易拡大の要求は、過剰設備に悩む財界のなかから最近強く打ち出されてきた。もちろん、この背景に中ソ両国との友好関係の増進をのぞむ広汎な世論のささえがあるということはいうまでもない。しかし、河合経済使節団の訪ソや松村氏の訪中によつて、中ソ貿易拡大への気運が急速に増大すると、他方これに対する妨害工作も活発化した。とくに九月二十六日のハリマン米国務次官補の談話を通じて、アメリカが日中貿易の拡大に正面から反対する態度を表明して以後、アメリカならびに日本政府の干渉が極めて露骨に行なわれた。このため、日中貿易にもつとも積極的だった鉄鋼、肥料業界のトップクラスは手を引き、高崎使節団は編成替えされ、また取決めの内容についても、当初の構想からかなりの後退を余儀なくされたのである。

しかしながら、内外から非常な干渉があつたにもかかわらず、なおかつ日中貿易拡大への一里塚として、民間協定が締結されたという事実は、注

目すべきことである。そこに、この方向にすすめざるをえない、日本の経済なり、貿易の趨勢を読みとることができる。日本経済のもつ諸矛盾は、こんご貿易自由化の進行過程で、拡大するであろうが、その打開のために、近隣する中国やソ連は、日本にとって、ますます重要な市場として登場していくであろう。中・ソ両国にとつても、経

済発展とともに对外貿易も拡大の方向をたどることは、過去の事実が証明している。日中貿易の将来は、このような客観的条件をそなえているのである。日中貿易の拡大また、日本の経済のあり方——アメリカへの依存が大き過ぎるために、政治的な自主性までも制約される事態を招いている——を是正するうえにも、極めて重要な意義をもつものである。

池田内閣は、いまや一方でアメリカに追従して韓国や台湾との反共軍事体制の強化を推進しているが、他方では、アメリカからの強圧にもかかわらず、日中、日ソの貿易を拡大せざるをえない矛盾した立場にたたされている。

この矛盾した立場を、日韓会談の妥結、反共軍事体制の強化の方向に有利に逆用するか、中ソとの友好関係増進、反共軍事体制の打破、極東における平和な環境の確立の方向に有利に展開するかは、ついに国内世論の動向にかかっているのである。

日中貿易の将来は、純粹に経済問題としての枠のなかにはめこもうとしても、はめこみうるもの

10・29

通産省、企業合併白書発表 ▷ フランス憲法改正国民投票賛成六一%

10・30

高校一斉学力テスト(実施全日制二七万人、定期制三万人) ▷ 米軍、沖縄に水爆戦闘機を配置 ▷ 開議、中小炭鉱向け年末融資二十億

10・31
きめる

金融界は株価対策で資金的裏付けを日銀に要請

10・31
11・1

政府、消費者米価十二円値上げをめぐる ▷ 政府消費者米価上昇反対声明

10・31
11・2

ソ連「火星一号」打上げ ▷ 社党中央執、江田

10・31
11・3

論文の扱い、委員長一任をめぐる ▷ 自民党、岸井「十日会」解散

10・31
11・4

池田首相、訪欧の途に出発 ▷ ミコヤン、カ

10・31
11・5

ストロ会談(ハバナ) ▷ 首相、中印国境問題で、中共の行動は遺憾と

10・31
11・6

米中間選挙民主党勝つ

10・31
11・7

行政調査会(佐藤会長)人員整理考へていな

10・31
11・8

いことを再確認 ▷ 日銀总裁、公定歩合引下げ検討と語る

10・31
11・9

IMF対日年次協議でプリドマン為替局長

「日本八条国移行できる」と述べた ▷ 輸出保険料を引下げ

ではない。政治的な打開の努力がなくてはその拡大は期せられない段階にきているのである。国内

世論の正しい指導と運動の積極的な展開がのぞま
れる所以である。

(天下)

失対事業のなしくずし

廃止を狙う政府案

五月に福永構想なるものが新聞に掲載され、わが党や全日自労が、直ちに、失対打切り反対闘争にたち上って、政府、資本家と労働者階級の大きな争点となってきた失業対策事業の問題も、九月二九日に山中委員長の「失業対策問題調査研究報告」が発表され、一〇月三〇日には、労働省が「失業対策制度の刷新改善に関する構想」を、雇用審議会に諮問をして、いよいよ政府の攻撃体制につまってきたようである。

ここでは、労働省の「失業対策制度の刷新改善に関する構想」を中心に、政府の考え方を明らかにしておく必要がある。

「構想」は、一、刷新改善の基本方針、二、刷新改善の概要の二項からなっている。

まず、基本方針の項では、「最近のわが国の労働市場は、いわゆる経済の高度成長に伴い、著しく改善をとげ、現行失業対策制度の創設当初に比べその様相は一変するに至つており、今後においても長期的にみて労働力需給の改善は一段と進むものと考える。」といつてある。これが、労働省

の「構想」を貫く前提である。労働省の考え方を

成する審議会を設置してその意見をきく。

- (3) 高令または病弱者には、高令者等就労福祉事業に就労させる。賃金は、社会保障的見地から配慮を加えつつ、若干の作業手当を附加する。
- (4) 今は、できる限り、流入を阻止する。(たとえば、職安の紹介する企業へ就職しない者には、失対への流入を拒否する)これが政府構意である。

これは、まず①失業対策費をできるだけ安上りで、失業対策の確立と、いうことにして一時的であり、地域的失業対策の確立と、いうことにして、失業保険の給付期間の延期は、失保会計が黒字であり、政府の腹はないまない)②低賃金構造の維持である。今回の労働省の構想は、この点で一貫している。この前提是、炭鉱や金属鉱山の合理化、電機産業や造船業における臨時工の首切り等々を思いあわせるだけでも完全にまちがついているのは自明である。このまちがった前提の上に立てられた労働省の政策は完全に反労働省的である。

いま少し、内容に立入って、「刷新改善の概要」をみてみよう。労働省の「構想」は次のように述べている。

(1) 現行失対事業のうち通常の就職が可能とみられる者については、さし当りその事業に就労させるのが雇用奨励金、就職支度金の推進、転職訓練の拡充によって、極力通常雇用への復帰を

促進する。

- これらの方針は、すでに、われわれが、最初から指摘してきた通りであって、徹頭徹尾、反労働者的方向である。われわれは、これに断固として反対する。

(高木郁朗)

日本社会党の 社会保障政策案

(日本社会党)

目次

第一章 社会保障をめぐる最近の情勢
第一節 高度成長の影響と経済基調の変化
第二節 自民党による低所得者層の組織化と創価学会
第三節 皆年金、皆保険体制とその矛盾
第四節 社会保障闘争の成果と欠陥
第二章 社会保障制度審議会の勧告の問題点
第一節 審議会の意義と限界
第二節 原則的な問題点
第三節 具体的な問題点
第三章 社会党的社会保障政策
第一節 資本主義の社会保障と社会主義の社会保障
第二節 社会保障の大原則
第三節 具体的な社会保障政策

昭和三四年以来、日本経済は、全体として急速なびを示してきた。昭和三四年度から三六年度に至る三ヶ年平均の経済成長率は、実に一五%以上の高さとなつてゐる。それは、設備投資需要を中心とした独占資本は無計画的な発展の結果であった。そのため、この顕著な経済成長は、階層間格差、地域格差の増大、都市化工業化の促進による都市生活環境の悪化、消費者物価の高騰、合理化による中高年令失業者の増大等々、国民の生活の上に、大きな影響を与える諸問題を続発させている。しかも、設備投資の結

果は、設備能力が、いよいよ生産力化しようとした、その瞬間に於いて、早くも過剰設備の様相を呈し、このままでは、長く暗い、慢性の過剰生産恐慌の局面に突入しようとしている。

まず第一に、消費者物価の高騰についてであるが、第一表に示したように、総理府統計局「消費者物価指数」によつても、この七年間に、二〇%以上の上昇、しかも、その大半が、昭和三四年以来上昇していることが明らかである。政府統計によるこの上昇率も、われわれの実感からすれば、低すぎる印象を与えてゐる。

この物価の上昇は、直ちに、低所得者層の生活を圧迫する。国民のうち、所得の高い階層に、可処所得の伸びが著しい反面、消費支出の伸びは、比較的低い。他方、低い所得の階層は、所得の伸びが一

第一章 社会保障をめぐる最近の情勢

第一節 高度成長の影響と経済基調の変化

(一) 物価騰貴と低所得者層の生活の圧迫

第1表 每年の物価上昇率

	卸売物価	消費者物価
昭30~31	4.4%	0.3%
31~32	3.0	3.1
32~33	△6.5	△0.4
33~34	1.0	1.0
34~35	1.7	3.6
35~36	3.8	5.3
36~37上	△0.3	5.5
昭30~37上	7.1	20.2

注：卸売物価については日本銀行統計局「経済統計月報」消費者物価については、総理府統計局「消費者物価指数」より算定

第2表 五分位階層別所得消費増加率

	I	II	III	IV	V
35年可処分所得	15,946円	26,023	32,799	41,270	64,879
消費支出	18,798	24,353	29,145	34,257	48,023
消費性向	117.9%	93.6	88.9	83.0	74.0
36年可処分所得	17,803円	29,415	36,967	46,957	73,909
消費支出	21,172	27,611	32,074	39,070	53,252
消費性向	118.9%	93.9	86.8	83.2	72.1
増加率	11.6%	13.0	12.7	13.8	13.9
可処分所得	12.6	13.4	10.0	14.0	10.9
消費支出	1.0	0.3	△2.1	0.2	△1.9
消費性向					

注：経済企画庁、昭和37年度経済白書

低く、消費者物価高騰の影響をまともにうけて、消費支出が増大し、借金がますますふえている。第二表で示したように五分位階層別の第一分位の消費性向が一

一八・九(借金が一八・九%ということ)にもなっているのは、このことを示している。同時に、この表は、高度成長の過程で、国民生活の階層間格差が、ますます大きくなっていることを示している。

(二) 中高年令層の失業と解消し

ない潜在失業

政府は、高度成長政策、所得倍増計画を推進するにあたって、高度の経済成長が完全雇用への道であり、二重構造解消の道であると主張してきた。果してそうであつたろうか。

われわれは、今なお、二千万人近い人々が、最低生活費(労働者と労働者家族の社会的に平均な、その意味で正常な生産費)以下、最低生存費(労働力が単なる肉体的な再生産として、萎縮した形態でしか維持されないような生活費の最低限)(注)で、生活していることを知っている。(第三表参考)その人々にとっては、自民党政府のえがいた所得倍増計画というバラ色の未来は、夢にさえみることのできないものである。

それどころかこれらの人々は、日本資本主義の高度成長を支える基盤—産業予備軍としての存在であつたし、今でもそうである。この存在のある限り、一般労働者の低賃金と二重構造の存在は、依然として解消しない。

第3表 最低生活費以下の国民 (S. 36.3)

1. 生活保護被保護実人員	1,639千人
2. 完全失業者(失業保険受給者)	306
3. 完全失業者の扶養家族	826(推定1)
4. 年所得12万円未満の労働者	5,990
5. 年所得12万円未満の自営業主	3,540
6. 年所得24万円未満の自営業に従事する家族従業者	7,205(推定2)
計	19,615

注: 1. 年所得12万できつた意味は、昭和37年4月現在で、人事院計算による独身男子の標準生活費(これが、きわめて低くでていることには注意すべきである)が10,960円であるからである。

2. 生活保護実人員は、厚生省社会局調べ、完全失業者以下は総理府統計局「労働力調査」推定1は、総理府統計局「家計調査報告」の世帯人員数を有業人員で割ったものに、完全失業者数を乗じた。

中高年令層の失業問題
このなかにあって、
利用しているといふことを示している。

中高年令層の失業問題

は、もつとも深刻である。昭和三五年一月から昭和三七年一月までのあいだに、一七万六千人の炭鉱労働者が、

されているという事実には何の変化もない。

これらの事実は、独占資本が、依然として強固に二重構造を維持し

重は増大する傾向にあつて、その失業問題が大きくクローズ・アップされる危険性がないとはいえない」とのべている。

(労働白書・八九、九〇頁)これが、池田内閣の所得倍増計画・高度成長政策の帰結であり、資本主義の法則性である。

(注)一〇年前の昭和二七年に、最低生活費と最低生存費について、労働科学研究は次のように定義している。「われわれは、結論として(家族一人当り)四、〇〇〇円という生活費の水準を最も低生存費、七、〇〇〇円を最低生活費と考えたいと思う。ここで四、〇〇〇円というのは、これを下回ると健康は極端に悪くなり、母の知能が高くとも子の知能が低くなるという水準、入浴・理髪といった衛生的な面でも鍋釜といった最低限必要な生活用品についてもミニマムを確保できない水準である。

しかも、ここでは文化的な生活といふ特殊技能でも身につけるか、重筋労働者でもないかぎり、なかなか就職しにくくといわざるをえないし、おずおずと「今後は貿易の全面的な自由化の影響もようやくあらわれてくると思われるし、

産業面でも、高度成長の過程でふくれあがつた企業の再編成が強力に実施されることは、今や過剰生産の壁に大きくつきあつていて、それは、いまや、慢性的な過

業率は、昭和三四四年七・七%、三五年七・八%、三六年七・九%、昭和三七年労働白書一〇五頁)景気の後退がはじまれば、これらの臨時工がますさきに首をき

(三) 日本経済の進む道

高度成長がここまできた日本資本主義は、今や過剰生産の壁に大きくつきあつていて、それは、いまや、慢性的な過

剩生産不況過程に突入しつつあるかにみえる。もちろん「過剰」の意味は、まったく相対的である。貿易をアメリカに依存し、労働者を低賃金で抑えつけ、国内の消費市場を狭くしておいて、「鉄が鉄を呼ぶ」生産財生産部門の跛行的発展をしてきた日本資本主義の政策が、最終需要の過少という壁につきあたったという意味においての過剰である。

この場合、日本の独占資本にとって、この慢性的な過剰生産恐慌から脱出する道は、国内・国外の市場を拡大することであるが、基本的には二つの方向がある。貿易構造の面では、アジアの反共軍事国家との結合を深め、資本輸出や兵器の輸出をおこなうのが一つの道であり、対ソ・対中国など、社会主義諸国・中立諸国との友好的な貿易を進めるのがもう一つの道である。国内市場の面では、現在のアメリカのように、政府が一層軍備を強化し、軍需需要・戦争需要を通して市場を拡大するか、賃金をあげ、労働者の税金をさげ、社会保障で所得の具分配などの手段を通じて、最終需要を喚起するのである。資本家のグループの中に、易を模索したり、社会保障を追求しようのものもある。だが、資本家グループの大半は、国内的には戦争経済、対外的には、

対米依存、海外進出の方向への衝動にかられているようにみえる。

たしかに、資本家や官僚や自民党員の一部には、減税や社会保障を拡大し、国内市場をひろげて、日本の資本主義体制を維持していくとする「合理主義者」

・「近代主義」もいる。そのような、資本家内部の考え方の相違を最大限に利用することができるにしても、その人々の考えは、社会保障を資本主義体制の維持のための手段として考へている点において偽善的であり、われわれのいう社会保障とは本質的に異なることはあとでのべるところである。また、所得倍増計画においては、社会保障を五倍増にすることを提案した賀屋構想が、国民に幻想をふりまいただけで、自民党内で押しつぶされた事実は、日本の資本家、保守政治家の大半が本格的な社会保障に目を向けていないことを特徴的に示している。

(四) 悪化する生活環境
われわれは、高度成長政策—資本の無政府的発展が、日本の労働者の生活環境を極度に悪化させている点を指摘しなければならない。

第一節 自民党による低所得者層の組織化と創価学会
(一) 自民党の組織活動の進展
保守党の政治家たちは、社会保障の進

のであって、住宅や上下水道などの生活環境の改善に役立つ資金の投下は、きわめてわずかである。

だから、たとえば、地方自治体が工場

誘致をする場合、固定資産税を減免したり、安価で土地を提供したりして、企業利潤を保証するのであるが、誘致された企業が、ひきおこすさまざまな公害—騒音、汚水、悪性ガス、悪臭、ばい煙などを

講じられていない。ここでは、現代の企業が、自己の利潤を追求するのあまり、多くの人民が一労働者が生産の場で搾取をうけているだけではなく、その居住の場

で、生命・財産・健康がいちじるしくお

びやかされるにいたっているのである。

このことは、国民年金や厚生年金など

労働者が積立てた資金の大部分が、資本主義企業資本蓄積—軍需生産を含めて—

のためのみ役立っているのであって、労働者の生活環境の改善にはほとんど使

われていないのである。

第二節 自民党による低所得者層の組織化と創価学会
(一) 自民党の組織活動の進展
保守党の政治家たちは、社会保障の進

展に興味を示していないにもかかわらず最低限の社会保障で、ブルジョア独裁の政基盤を培養しようとしている。これは少しも矛盾をしたことではない。

高度成長政策は、従来の自民党的政治基盤であった農民層・自営業主層の分解を促進している。昭和三五年の国勢調査で、国民の五一%が、雇用者であつたと

いうことが、それを端的に示している。

この事実は、そのままでは、自民党独裁

—ブルジョア独裁の政基盤をほりくず

していくことになる。だから、彼らは、なんとしても、教しい政治基盤を培養せざるをえない。彼らの戦略目標は、労働組合をまるごとだきこむことであろう。

即ち、組織労働者を、労資協調・改良主義の土俵へひきこむことである。だが、

とりあえず、彼らは、低所得階層に目を

むけた。この人々は、本質的には、われわれの仲間であり、むしろ社会主義社会

への莫大なエネルギーをもつていているにもかかわらず、所得が低いというその事実

のために、学習や見聞をひろめる機会を失い、遅れた意識をもつてゐるし、有力者に頼らざるを得ないし、わずかの年金の給付や公的扶助にも期待をもつてゐる。保守党は、低所得層の、この弱味をつけこんで、これを組織化し、彼らの政

檢を温存する基盤にしようとしているのである。

第一に、民生委員を通じての組織活動である。民生委員という仕事は、多忙でしかも報酬の少ない仕事である。しかし仕事の内容は、地域の低所得者、貧困者の面倒をみ、必要な証明書を書き、福祉事務所に対して時には決定的な発言力をもつ重要なものである。市町村の推せん委員会の推せんを経て、三年ごとに更新される民生委員に対し、従来、われわれの関心が充分でなかつたために、この機関がほとんど地域ボスや保守頑迷な老人たちの手に握られてしまい、地域における彼らの政治的発言力の大きな足がかりになつてゐる感がある。それは、しばしば地域民主化のガンともなつてゐる。

第二に、町内会・部落会・婦人会・P.T.A.等の地域的な団体を通ずる組織活動である。これらの団体は、納税・保険料徴集など末端権力の役割を果すとともに社会教育などの補助金の操作によって、保守権力・地域ボスの政治機構にくみいれられてゐる場合が多い。

第三に、社会福祉施設なり、社会福祉団体身障者団体等を通ずる組織化である。これらの場合は、予算の関係で権力と結合しやすいし、一般に、福祉施設の經營者は、保守的な傾向を持つてゐる。こういった層と末端権力を通じて、施設の職員—保母さんなどが、労働者としての自覚をもち、社会事業の仕事への情

熱と、自分たちの生活を守るために、自ら団結することを懸命になつて妨害している。

第四に、これは、従来からあつたものではあるが、恩給団体・遺族団体と旧地主団体がある。

第五は、環境衛生団体を通ずる組織化である。

これらを通じて、一貫していることは自民党の組織方策は、国民全体の共通の利益をみつけだし、それを組織化していく自民党政権がブルジョアジーの執行委員会であるかぎり、それはとうていでない。ではなく国民諸階層をバラバラにし、その特殊利益を助長し、圧力團体化することによつて、組織していることであり、かつ、国民の税金でもつて末端権力を通じて組織化をはかつてゐることである。

(二) 創価学会

創価学会は、同様に、その基盤を中心として低所得者階層においている。創価学会は、それらの人々をして現実の社会の本質から目をそらさせ、独占資本との闘いを回避させていて、客観的には反動的な役割を果す可能性が多い。それでもかわらず、従来のすべての新興宗教が最初はそうであったように一少なくとも今日にいたるまでは、反権力的な面があるが、この間の最も重要な出来事は、

つたために、現実の体制のなかで、最も悲惨な状態にある低所得者層を組織することができたのである。彼らが、政治的に進出した今日以後の段階で自民党と妥協しながら権力を志向するならば、そのびはストップするであろうし、自ら完全な権力を志向するならば、ファンズムに転化するであろう。いずれにしても、本来わが党がかくとくすべきこの層が、創価学会に組織化されている点、われわれは、もつとも関心をよせざるをえない。

彼らの組織活動、個人的な問題にまで相談の徹底した世話役活動、すべての人々が、自由に発言できる会合の運営など、われわれには欠けていた組織活動の形が、ほんらい、われわれの仲間である人たちを、創価学会にひきつけた点を反省してみる必要がある。

第三節 優年金・皆年金
体制とその矛盾

(一) 白年金皆年金の形式的な成立

昭和二五年社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」をおこない、昭和三七年度の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」のいだに、一二年が経過しているわけであるが、この間の最も重要な出来事は、

まがりなりにも、皆年金制度が確立したことであつた。すなわち、昭和三年から、国民健康保険が実施され、また、昭和三六年から、拠出制の国民年金の掛金の徴集がはじまつて、従来の被用者健康保険と被用者年金とあいまつて大多数の国民が、年金および健保のいずれかの制度に加入することになったわけである。

医療保険の場合、昭和三年四月一日現在、国保の被保険者数四、九〇一万人被用者保険の被保険者、家族の合計四、三三二万人で、残されている者は、生活保護の対象など一四四万人程度と見込まれている。

かくして、制度的には「I.L.O.の採択した社会保障の最低基準に関する条約に示す九事故のうち、わが国に欠けているものは、児童手当制度だけである」(健保組合編、社会保障年鑑、一九六二頁、三三頁)

(二) 現行社会保障制度の欠陥

そのことは、社会保障の内容が、すぐれたものになつたということでは決してない。その具体的な内容は、昭和三七年の社会保障制度審議会の勧告に触れられている点も多いので、のちに譲るとして原則的な批判点だけを示したい。

まず、第一に、健康保険にしても、年

金にしても、経済の二重構造をそのまま反映していることである。いかえれば社会保障がその本来の目的としている所得再分配の機能を果していないことがある。だから、医療保険においては、発病率の高い低所得層の健康保険（たとえば日雇健保）は、給付条件が悪いので、保険を利用する率が低いことになる。また、国保の場合には、五割の自己負担がされるために、所得の低い人は医者にかかれないので、所得の比較的高い人が低い人の保険料の分まで、医者にかかることになる。所得分配の点からいえば逆分配になる。社会保険の財政費用は、本来資本家が負担をするという所得再分配の本質的観点が確立していないからである。

第二に、医療保障に関していえば、支払い制度が、機構的には社会化しているにもかかわらず、内容的に、さまざまの欠陥をもつていて。その上、総資本一政府が、医療の低コスト政策を貫こうと、明治以来の開業医制度を放置しているため、医者が都市に集中し、地方では、保険料を支払っていながら、医者にかけられない場合がある。これは、二重構造、地域格差の反映で、医療保障が国民全般に及んでいない何よりの証拠である。

第三に、本来、社会保障は国の責任において実施すべきものであるが、その点

が、いまの社会保障制度では明確になつてないために、企業の労務管理に社会保障が利用され、企業間格差がそのまま直接に社会保障にえきよしたり、市町村別に格差が生じたり、保険料についても、給付についても、いろいろの不公平が生じている。

総じて、今日の社会保障は、二重構造のえいきようを、ほとんど克服せず、このまま放置されてしまうことができる。

(三) 後退する国庫負担

現行の社会保障制度が、このような重大な欠陥をもつていているだけではない。す

きさえあれば、われわれがかちとつてきただ社会保険は、もとと資本家の都合のよいものにしようとする意図の前にさっさりと削減され、労災保険の給付が制限される等々の改悪がおこなわれたのである。

こうした資本家の攻撃と同時に、社会保険が、資本家によって運営される場合のもうとも危険な面——大衆収奪の側面——

し、われわれの力がよわかつた段階で、それを防ぎきれなかつた点もある。

たとえば、「高度成長」の出発点であ

る一九五七年には労働者の健康保険、船員保険などが大幅に改悪され、入院料が一日三〇円支払わねばならなくなつたほか、重症患者のつきそい婦の費用は本人負担となつた。また、「所得倍増計画」が発足した一九六〇年には、厚生年金等の保険料率がひき上げられ、逆に失業保険では、政府の負担分が三分の一から四分の一に削減され、労災保険の給付が制限される等々の改悪がおこなわれたのである。

金運用部に預託され、そのうち一五〇億円が年金福祉事業団で運用（病院三五億円、四〇〇億円、（保険料收入は、それ一日三〇円支払わねばならなくなつたほか、重症患者のつきそい婦の費用は本人負担となつた。また、「所得倍増計画」が発足した一九六〇年には、厚生年金等の保険料率がひき上げられ、逆に失業保険では、政府の負担分が三分の一から四分の一に削減され、労災保険の給付が制限される等々の改悪がおこなわれたのである。

金運用部に預託され、そのうち一五〇億円が年金福祉事業団で運用（病院三五億円、四〇〇億円、（保険料收入は、それ一日三〇円支払わねばならなくなつたほか、重症患者のつきそい婦の費用は本人負担となつた。また、「所得倍増計画」が発足した一九六〇年には、厚生年金等の保険料率がひき上げられ、逆に失業保険では、政府の負担分が三分の一から四分の一に削減され、労災保険の給付が制限される等々の改悪がおこなわれたのである。

を指摘しないわけにはいかない。

第四表にみるとおり、厚生年金と国民年金の積立金は、それぞれ約一五五〇億円、四〇〇億円、（保険料收入は、それ一日三〇円支払わねばならなくなつたほか、重症患者のつきそい婦の費用は本人負担となつた。また、「所得倍増計画」が発足した一九六〇年には、厚生年金等の保険料率がひき上げられ、逆に失業保険では、政府の負担分が三分の一から四分の一に削減され、労災保険の給付が制限される等々の改悪がおこなわれたのである。

こうした資本家の攻撃と同時に、社会保険が、資本家によって運営される場合のもうとも危険な面——大衆収奪の側面——

である。資金運用部資金の行方を追えば日本開発銀行（五七〇億円）、日本輸出入銀行（六一〇億円）、電源開発会社（三二七億円）、石炭鉱業合理化事業団（一五億円）特定船舶整備公団（二七億円）等々を通じて、独占的な大企業に直接投資されるほか、水資源開発公団、日本道路公団、港湾整備等のたの地方公共団体等を通じて、大企業の間接費を引下げる社会的間接費用として投資されるのである。かくして、

もちろん、このような攻撃は、すでに幾度となく、われわれに加えられている。もちろん、このような攻撃は、すでに

第4表 資金運用部資金の調達および運用計画

		37年度	36年度		
資金調達	預託金の増加 郵便貯金 厚生年金保険 国民年金 その他 既運用金の回収など 地方債 その他	億円 3,767 1,550 1,320 400 497 1,315 350 965	% 74.1 30.5 26.0 7.9 9.8 25.9 6.9 19.0	3,117 1,450 1,040 300 327 1,180 366 814	
	計	5,082	100.0	4,297	
資金運用	特別会計 政府関係機関 その他	94 3,045 1,943	1.8 59.9 38.2	90 2,481 1,726	
	計	5,082	100.0	4,297	

資料出所 大蔵省主計局 昭和37年度
予算の説明 47頁

それは、昭和三七年春の通常国会の税法改正というかたちでその一端がすでにあらわれているところの厚生年金の企業年金との調整の構想に、もとと端的に認められていている。

その他の問題は、すでに述べたとおりである。

大企業の資本蓄積のために役立てられるのである。これらの資金が企業の合理化を促進し、ひいては、労働者の首をさる可能性と必然性を結果することをも含せると考へるととき、このしくみを大衆収奪とよばずして何と呼びえようか。

ここに資本主義社会保障の二面性と限界が如実に示されるのである。

第四節 社会保障闘争の成果と欠陥

(一) 社会保障闘争の現時点での評価

他の行政分野との境界線がはつきりしないため、社会保障闘争といつてもその範囲はきわめて広い。そこで、ここでは、過去数年にわたって顕著な闘かいの様相を呈したものについて拾つて評価してみたい。

ます社会保障の最低給付基準となるべき生活保護についてみると、昭和二六年の当時、一般都市労働者家庭の消費支出と比較してほぼ二分の一であった保護世帯の消費支出は、日本経済が輸出伸長を機として拡大成長しはじめた昭和三〇年以降は相対的に低下し、昭和三四、三五年頃には約三分の一と格差が拡大した。この頃から、被保護者、関係団体より「保護基準二倍引上げ」の要求がたかまり、

わが党は、総評と協力して三五年三月、革新勢力としては画期的な独自の生活保

この調査にもとづいて、われわれは、憲法第二十五条の「健康にして文化的な最低限度の生活」保障を実現するための「生活保障法案」を立法化し、保護基準の引上げ、適用条件の緩和、個人単位の適用、民主的な保護基準の決定等の要求をかけて政府に迫つたのである。同時に、同年三月の党大会において「低所得階層生活引上げ運動」の方針を採たくし格差のは是正、最低生活保障体制の確立を運動としてもおし進めてゆくことを決定した。

二八年の日雇労働者健保法の成立によつて前進をみた。これは、全日自労との国会闘争にもとづくものであつた。この法律は、家内労働者に対する適用をかちとするに至らず、また一しょに闘かつた土建総連傘下の職人層（大工・左官等）についても擬制適用という形にとどまつたが、疑いもなく一步前進であり、さことにその後の日雇労働者の組織拡大のテコとして重要な役割を果してゐるという意味において注目すべきものである。

て、資金運用部資金の使途が、大資本本位に一方的につかわれていることを批判パクロするとともに、福祉還元の拡大をつよく要求し、このための資金量は漸次ふえて今日に至っている。また昭和三五年には党独自の「年金積立金の運用に関する法律案」を国会に提出し、積立金の民主的な管理運用を主張しているが、独占的大企業に対する資金融通の重要なアンドであるこの種の長期資金の処理について、政府、資本家階級は頑張に民主的介入の手を払いのけ、運用審議会の門戸を開こうとしている。勤労者階級の創意的、自主的な運用は、今後の闘かの主要課題の一つである。

以来、池田内閣は大慌てに保護基準の数次にわたる改訂をおこなつて今日に及んでいるが、なお生活保護世帯の絶対的消費水準は、きわめて低い。「生活保障法案」実現の必要性は、こんにち一そう急である。

日雇労働者に対する医療保障は、昭和

が次第に累積され、かつて第一次大戦中の軍事費に転用されるという危惧の念がひろがり始めると、還元融資ワクの拡大および積立金の民主的な管理運用に対する要求が、急速にたかまつてきた。

わが党は、こうした要求の先頭に立つ

位に一方的につかわれていることを批判 バクロするとともに、福祉還元の拡大をつよく要求し、このための資金量は漸次ふえて今日に至っている。また昭和三五年には党独自の「年金積立金の運用に関する法律案」を国会に提出し、積立金の民主的な管理運用を主張しているが、独占的大企業に対する資金融通の重要なアンドであるこの種の長期資金の処理について、政府、資本家階級は頑張るが、介人の手を払いのけ、運用審議会の門戸を開こうとしている。勤労者階級は頑張るが、勤労者階級の手による福祉関係資金の創意的、自主的な運用は、今後の闘かの主要課題の一つである。

同時に、資本主義社会下における社会保障のしくみとその偽偽性を知る大きなきっかけとなつた。そして今まで、党にとって比較的未開拓の地であつた農民層に関心を呼びおこす契機となつた。

同時に、このたたかいは、社会党の国会活動と結びついて、国民年金の内容をかなりの程度まで、譲歩させる力となつた。(昭和三四四年)党は独自の「国民年金法案」をもつて政府案に対決し、さらに三五年にも)抜本的改正案として同法を提出した。こうして政府は、発足以後、一年間に二回にわたつて国民年金法の改正をおこなつた。このうち、とくに、通算年金制度の創設、死亡一時金の創設、および、先国会において改正された、保険料免除者に対する国庫負担の積立等は社会党の院内闘争だけではなく、大衆的な抵抗闘争の大きな成果であると考えられる。

このような成果をあげたにもかかわらず、社会党が主張してきたような、年金制度の社会保険から真の社会保障への脱皮という本質的な面では、自民党政府からみるべき譲歩をかちとることができなかつた。これは、たたかいの面で次のような弱点があつたからである。

1 全党員が、年金闘争の意義を必ずしも十分に理解できず、また、本部も、

年金闘争の位置づけ、展望、戦術方針

について、適切な指導をしなかつたとつかけとなつた。そして今まで、党に

とって比較的未開拓の地であつた農民層に関心を呼びおこす契機となつた。

2 党の国民年金法案が、党員、大衆団体のあいだで消化されなかつたために、党の国会闘争と大衆的な抵抗闘争とが有機的な結合ができなかつたこと。

3 党の指令、伝達、情報が不十分であつたために、たたかいの地域的な格差が生まれたり、行政権力側のPR戦術にまきこまれるという結果になり、党員、活動家が、見通しがつかず、たたかいに対する自信を失つたこと。たとえば、昨年七月に、わが党は、免除申請を中心としたたたかいに戦術を転換したのであるが、これについても党の機関を通じて末端まで侵とうすることができず、一部のものがマスコミ等を通じて知つたという場合が多い。

(二) 社会保障闘争の反省

このことは同時に、大衆闘争を背景にしてわが党が国会闘争でかちとつたものについて、指導者を含めて大衆闘争へ参加した人たちが自分たち自身でかちとつたのだという自信をなくしてしまうことにもなる。

4 このたたかいを含めて、社会保障を確立するたたかいに、組織労働者の基幹部分を組織的に参加させることができなかつたこと。

いずれにしても、国民年金の闘争は社会保障のたたかいで全国民的規模で大衆闘争と国会活動とが結合した、的、統一的に発展できなかつたこと。

この立ちはだかることを克服するには弱いところ、すぐれた指導者のいるところとそうでないところなど、さまざま

条件に応じて、戦いに大きなアンバランスがあつた。それゆえ、もちろん、国民年金の闘いが、なお今後も続

けらるべき長い闘争だけに、今の時点で、中央は勿論それぞれの地域で、反省と総括をしてみる必要があるだろう。

第二に、党の指導性の問題である。執行委員会は、技術的・事務的に問題の処理をすすめるのみならず、党の本質的なもの、基本的政策等にも充分論議を尽し

基本的態度を明確に打出し、全党的に徹底するということにもっと力を注ぐ必要がある。それがないために党の幹部・国會議員・地方議員・オルグの演説や政策指導のなかで、食いちがいが生ずる等の場合があり、年金闘争の過程のなかで、とくにこの矛盾がみられた。このよくなことは、大衆のなかに大きな混乱をひきおこす。

第三に、社会保障について、党の国会活動の成果のPRが決定的に不足しているということである。このことは、同時に、政策活動と組織活動が充分結合していないなかつたといふ欠陥をも示している。

第四に、社保協・労福協などを中心に労働組合の社会保険闘争も前進がみられたが、まだこれらの闘争に、組織労働者の基幹部分が充分参加していない。むし

ろ、小児マヒワクチンかくとくの闘いや保育所作りにみられるよう地域の自然発生的な組織作りが進んでいる。しかしこれについても党は、充分に掌握していない。この点は、地方議員（とくに労組出身の地方議員）の社会保障へのとりくみが決定的に立遅れることを示している。

第五に、社会保障政策プロパーについて

ても、一般党員のあいだで、討論が進んでいないために、生き生きとした、国民にアピールするものとなつてない。この点は、政策活動・オルグ活動に必要欠くことのできない調査活動の不足をも示している。これについては、党本部の基本方針にもとづいて、党の機関も、地域の実情に応じて、創意にみちた企画をたてることが必要である。

制度化しようしたり、国の責任を免れる方向へもつて行つたりしようとする大勢が強いので、審議会としては、それだけ、積極的な意欲がみられなくなつてゐる。ここに制度審議会の限界があるし、ある面での危険性もある。

もちろん、制度審議会が、「中立」機関としての評価を、労働大衆全体から失わないためには、ある程度の積極面を出さなければならない。その点については、われわれは、大いに利用していくが、独占に利益する面は、これを断固として排除する。こうした基本的態度を以て、この勧告に臨まねばならぬ。

以上の点をふまえつつ、勧告についての批判を明らかにする。批判は、問題提起でありわれわれ自身の解答は第三章で述べた。

この点で、われわれは、この勧告に対し、相当高い評価を与えるとともに、あわせて、自民党政権下の社会保障制度審議会の役割とそのなしうる限界を正しく認識しておかなければならぬ。

たしかに、わが党的代表や労働組合の代表、それに一部の良心的な学者は、敬意に値する熱心さで、勤労者の社会保障に関する要求を代弁されているけれども、社会保険制度の拡充に関する具体的な方策についてその意見をまとめるにいた。「とのべているように、この一、二年間で、もっと重要な「勧告」である。

昭和三七年八月二二日、社会保障制度審議会大内兵衛会長は、池田総理大臣に対する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」をおこなつた。

この勧告は、勧告自身が「本審議会の昭和二十五年十月における『社会保障制度に関する勧告』以来累積してきた諸問題を検討し、今後数年または十年におよぶ社会保障制度の拡充に関する具体的な方策についてその意見をまとめるにいた。」とのべているように、この一、二年間で、もっと重要な「勧告」である。

また、一〇年間で、ヨーロッパの今日の水準に追いつくという目標は、低すぎるのであって、今まで、日本の社会保障の充実をおこなってきた政府は、もつと

意欲的な義務を課すべきであった。

国庫負担の順位についてとりあえずは社会保障の中心は、防貧政策におかねばならないということ、つまり、公的扶助に第一順位が与えられるということについては、今日、経済の二重構造と底辺の大衆の多い現状からやむをえないと考えられるが、しかしそれによつて社会保障に対する国庫補助を少くし一般社会保険についての国の責任を軽くする危険性がつよいので充分警戒する必要がある。

社会保険について一貧困層、低所得階層以外の一般階層については、自前でやれという思想、すなわち相互扶助主義でつらぬかれている点は、資本の思想であり、排斥しなければならない。

所得再分配について一ほんらしい、所得再分配の思想は、法人企業や、高額所得者高率の累進課税をおこなつて、貧困層に一定の給付をおこなうことをさすはずであるが、「勧告」における再分配は、ブル制にみられるごとく、勤労者階層内部の分配にすぎない。

社会保障の前提条件について一社会保険の前提条件である最賃制、完全雇用についての考え方を明らかにしていない点は致命的な欠陥である。

所得倍増計画と「勧告」—「勧告」の全体のかまえは、所得倍増計画を肯定して、そこから、こぼれおちたものはなん

ちかしようという態度である。社会保障を推進した場合には、当然、高度成長政策そのものと、(たとえば、公共投資か社会保障かといった論争が、あつたように)ぶつかるはずであり、それに対する猛烈な反省を促すべきであつたろう。

第三節 具体的な問題点

「勧告」のなかには、党が從来主張してきた政策が、部分的にはとり入れられている。それらの点については、勧告のうち、これは実施せよと厚生省・内閣に要求するが、「勧告」のなかで、次の諸点は、われわれと見解は異なるか、あるいは不充分な点である。

生活保護について—生活保護基準の改訂について「生活保護基準の改訂は、公正かつ権威ある手続きによって行なわれるようすべきである。」といふだけでなく、保護基準は、人間の生命として、財政的・政治的理由で、財政当局が勝手に押えることができないことを明記すべきであった。

生活保護の単位は、個人を原則とし、夫婦とその未成熟の子を単位とするのを例外とすべきであつて、「勧告」の考え方は逆転している。資産能力の活用の要件の緩和にふれられていないのは、依然として、生活保

護が権利ではなく恩恵であるとの思想に立っている証拠である。

保護施設については、主として国および地方公共団体があたるべきであるとし、その際、官僚的な運営を排除する保証を明記すべきであった。

社会福祉について—すべてにわたって、きわめて抽象的であり、計画的・組織的体系的に行なうことが示されているが、授産事業における職業訓練と職業紹介の連繋が例示されるにとどまっている。失業対策について、「西欧流の本格的な失業対策」というのは、意味不明であるとし現在の二重構造のなかで、どう失業問題を解決していくのか示されていない。本来、この点がなければ、資本主義社会保障の中心部門が欠除しているといわれても仕方がないほどのものである。(たとえば、時間短縮との関係について)

日雇労働者の社会保険—健保では被用者年金国民年金と長期と短期で矛盾している。使用者が窓口で治療費を立替えて払う、いわゆる療養費払いを制度的に導入するかのように思われる点があるが、これは絶対にみとめがたい。

費用の負担について—年金のベース・アップに際しての整理資源については、国の負担でおこなうという原則を確立したこと、公衆衛生について—現在とくに、問題になつてている公害について、事業所、施設の責任問題について全然ふれられていないのはいかんである。

公共投資は、何よりも、生活環境の改善に、優先すべきことを明記すべきであつた。

第三章 社会党の社会保険政策

第一節 資本主義の社會保障と社會主義の社會保障

義から社会主義へ移り変りつつある時代である。国家のおこなう社会経済政策には、こうした過渡期の特徴が色濃くじみだしている。

とりわけ、社会保険の政策は、一定の発展段階に達した資本主義諸国において

失業保険等が、生活保護基準を下廻る場合が考えられているのであるが、これは低賃金構造、二重構造を前提にしているからである。社会保険の見地から、その解消の方策、とくに、全国一の最低賃金制度が、なお強力に主張されるべきであった。

医療保障および医療制度について—現行の開業医制度を中心とする医療制度の改革についての積極的な提案がない。したがつて、国保の保険料をかけていふに、治療をうけるチャンスのない無医地区の人たちに対する具体的な対策は全然ない。

患者が窓口で治療費を立替えて払う、いわゆる療養費払いを制度的に導入するかのように思われる点があるが、これは絶対にみとめがたい。

費用の負担について—年金のベース・アップに際しての整理資源については、国の負担でおこなうという原則を確立したこと。

公衆衛生について—現在とくに、問題になつている公害について、事業所、施設の責任問題について全然ふれられていないのはいかんである。

公共投資は、何よりも、生活環境の改善に、優先すべきことを明記すべきであつた。

したこと、保険料について、所得再分配の観点から再検討する必要を指摘しているのは正しい。

二重構造の打破、労務管理的社会保障からの脱皮の一歩として原則的には賛成である。しかし、その場合、次の前提条件が満たされなければならない。

第一に、勤労階層間の相互扶助といたてまえでなく、高率の国庫負担を導入すること。第二に、さしあたり現在ある最も高い給付水準で統合すること。

二重構造の導入は、社会保険における二重構造の打破、労務管理的社会保障

したこと、保険料について、所得再分配の観点から再検討する必要を指摘しているのは正しい。

二重構造の打破、労務管理的社会保障からの脱皮の一歩として原則的には賛成である。しかし、その場合、次の前提条件が満たされなければならない。

第一に、勤労階層間の相互扶助といたてまえでなく、高率の国庫負担を導入すること。第二に、さしあたり現在ある最も高い給付水準で統合すること。

二重構造の導入は、社会保険における二重構造の打破、労務管理的社会保障

労資諍の級的矛盾を緩和するため支配階級によってとられたものであつて、階級闘争の成果（資本家階級の譲歩）としての側面と、支配階級による資本主義の温存維持策としての側面と、二つの面をもつてゐる。

そこで、今日、社会保障の問題を考えるに際して、資本家階級の譲歩の側面を高く評価し、社会保障を拡大してゆけば勤労諸階層の生活と福祉を保証する高度の福祉国家を実現することができる、これは即ち、社会主義であると考える人々がある。

この考え方によれば、社会保障とは、資本主義の体制内における社会主義的的部分に他ならない。社会保障をそのまま社会主義的政策と同一視する考え方の前提には、資本主義はも早かつての資本主義ではなく、資本と経営の分離、株主の増大等を通じて大衆化し、社会化しているという認識がある。ここでは、資本主義から社会主義へ移行するために、生産關係の変革という質的転換をおこなうことは何ら必要とされない。社会の富の福祉部分への分配が量的に拡大されれば、おづから社会主義の到来となるのである。福祉国家のなかに社会主義を見出そうと試みる人々は、しばしばイギリスやスエーデン等の実例をあげて、そこでは、

「搖りかごから墓場まで」の生活を保証してくれる慈悲深い国家が存在すると主張する。

たしかに、先進的な資本主義国における社会保障の水準は、それぞれの国の労働者階級、民主革新勢力の長い辛抱づよい闘かいによっておし進められてきたし、さらにそれは、第二次大戦後の諸条件のもとで前進し、国の責任による最低生活の保証がおこなわれている。失業・貧困・老令・疾病・障害の事故に際しての手当その他児童手当など特別な給付を要する場合に、公的制度として一定の所得が保証される仕組みは、今や、一般化しており、そこには、階級闘争の光輝が刻みこまれている。

しかし、それでもかかわらず、資本主義の機構のもとにおける社会保障は、あくまでこの機構自身が生みだす矛盾一失業や貧困をカバーする方策としての性格を脱却することができない。

何故なら、資本にとって、社会保険や社会保障のための費用は本來的に不必要なものだからである。個々の資本は、自らの利潤を生みだす源泉である労働者の労働力を維持培養する限りにおいて、また、資本全体としては、たかましくる労働階層の生存権についての要求闘争を

「搖りかごから墓場まで」の生活を保証しててくれる慈悲深い国家が存在すると主張する。

この考え方によれば、社会保障とは、資本主義の機構のもとにおける社会保障は、あくまでこの機構自身が生みだす矛盾一失業や貧困をカバーする方策としての性格を脱却することができない。

資本主義の再建にともなう保守勢力への権力の移動とともに、当時としては画期的な指導理念に導かれたこの制度への攻撃が開始され、保守党、資本家階級は、医療費一部負担の実現および被用者の保険料負担の増大等、あからさまな挑戦をおこなつて制度の内容を後退させってきたのである。

例を社会保険の負担比率についてみると、最初、国民保険の給付は労働者三五

ここでは、労働の成果である社会の富を労働者の福祉のために分つという思想は遙か彼方のものである。いかにバラ色の福祉国家の未来図が描かれようとも、資本階級がヘゲモニーを握り支配する社会では、労働者の最低生活保障を支えることは、勤労者の最低生活保障を支える社会保険の制度といえども、所詮、資本の利潤追究の衝動にしたがい、このカラを破ることはできない。

資本家階級が、社会保障の出費の節減にいかに熱心であるかの一つの例を、われわれは、第二次大戦後のイギリスを見ることができる。戦争直後のイギリスでは、労働党が政権を握り、労働者階級のイニシアチヴのもとに、国民保険制度と国民保健サービス制度を基軸に、抛出したことによって、イギリスよりより福

祉国家的である。例えば、最低、給料引合いにだされるスエーデンの場合、社会民主党が安定した政権の座にあるといふ事情によって、イギリスよりより福祉国家的である。例えば、最低、給料の二五・四〇%支払われる退職年金、七割五分の医療給付等。ここでは、年金、失業保険について六割、健康保険について二割の国庫負担が存在する。

所得の源泉を失うような失業、老令、疾病等の事故が発生した場合、多くの国家的経費が割かれて、最低生活を保証するこのような体制は、疑いもなく結構なことである。だが、人間の生活は、「あてがい扶持さえ與れねばそれでよい」というものではない。われわれが望む社会は、失業や貧困に際して最低生活を保証してくれる社会ではなくて、失業や貧困そのものを、一掃してくれる社会である。

そのような社会は、資本主義の体制によつては達成できない。利潤追究を至上

目的として労働力を擰取する私的生産関係の代りに、全国人民の所有と管理下に生産手段（工場、機械等）がおかれ、全体として社会の発展が約束される社会主義の体制になつて、始めて、すべての国民は、失業や貧困から解放され、社会の富の建設に参加し、それを享受することができる。社会主義の体制すなわち、労働階級が管理する国家は、社会の富——労働の成果を、生産の一そとの拡大に必要な部分、労働者の生活に必要な部分、社会保障のために必要な部分等に、計画的に配分しかつふやし、急速に労働者の福祉を増進する。

このよい実例はソ連においてもつとも顕著に示されている。一九一七年の社会主義革命後、四十有余年にしてソ連の生産力は資本主義の非常におくれた段階から飛躍的な発展をとげた。一九五九年度に始まる七ヵ年計画では、最終年度の一九六五年に三六〇〇億ルーブル（三三兆四〇〇〇億円）の膨大な社会文化費（年金、医療保障、母子福祉施設等の社会保障費および国営無料制教育費）が国の予算として見こまれている。

これに密接な関連をもつ労働時間の短縮面では、六二年度に七時間労働日、一週四〇時間制がおこなわれ、六四年度から一週三五時間制への移行が予定されて労働を節減し、労働者の生活内容をより

豊かにしようとする目論見が躍動している。

現時点での社会保障の水準をみると、老令年金は高額所得者について、賃金の五〇%、以下、次第にふえて月額三五〇ルーブル（三万一、五〇〇円）以下の労働者は、賃金と同じ額の百を保証される。医療費はまったく無料であり、病気においては原則として労賃の百分比が支払われる。

ソ連社会の徹底した社会保障については、たとえ、その上部構造における政治的民主主義の未熟、その他の陥落をきびしく指摘する人でも、疑う余地のない事実として認めざるを得ないであろう。

この充実した社会保障と国民生活の安定向上の展望は、さらにこれらの制度をつらぬく労働者自身の創意的な自主運営と、被保険者の保険料納入義務から解放という二点において、資本主義下の社会保障、社会保険と画期的に異なる。ソ連では、工業化政策の進展とともに一九三三年以後、社会保険の管理運営は労働組合の手でおこなわれてきたが、近年、病院その他の医療施設や各種の児童施設の運営もまた労働組合の業務に加えられつつある。

また、ソ連の社会保険資金をまかなうのは国有企業たる各企業の経営当局であつて、労働者は何ら納入義務はない。

資本主義社会においては、労働者階級自身によるこうした資金運用、企業拠出による社会保険資金の確保は、明らかに資本家階級の利益と真向から対立するものとして排除されている。

資本主義体制が、社会保障の今日的理

念——ビバリツジ流に言えば「あらゆる時、あらゆる人々に対して、彼ら自身および家族が生存するだけの所得は、権利として確保するへ生存の理念」をいかにねじ曲げているかの見本を、われわれは、自身の日常生活の周辺にいくらでも発見することができる。

憲法第二十五条の「健康にして文化的な最低限度の生活保障」規定を根拠とする生活保護の基準が、大都市の標準五人世帯で一万三千四千七〇円（生活扶助）にすぎないという事実は、わが国の支配階級が今日、国民生活の安定に對して払つている考慮の程度を示す物差しである。

これすらも、昭和三十五年十月に、いわゆる「朝日訴訟」に散訴した池田内閣が大慌てに数次の改訂をおこなつた結果である。

昭和三十二年の健康保険法の改悪は、「健康保険が赤字である」というまさにそれだけの理由で、重症患者の附添婦制度を打ち切り、労働者が病気で入院する費用の一部負担を増大したことは、政府、資本家階級の低医療費政策の一例にすぎ

ない。昭和三五年、失業保険会計の黒字が累積するや、政府は、給付に対する国庫負担率を三分の一から四分の一に切下げ、あらゆる機会をとらえて社会保険費を節約しようとする執念の強さを示した。

一昨年、鳴物入りでスタートした国民年金の内容の貧困は、特筆に値する。老後の生活保証のために毎月の保険料を二十五年かけた場合、月額二千円、四十年かけた場合、月額三千五百円の年金が支給される。この額は、わが国の權威ある裁判所によつて「人間なみの生活を維持できない」と宣言された生活保護費とほぼ同じ水準である。

一たん生産の戦列から離れた部分は、冷徹な資本の論理からすれば、無駄なものであり、年金、医療等社会保険の費用は、畢竟、余計な出費でしかないことを現実はもつとも雄弁に物語つてゐる。

かくて、われわれは、現実の検証にもとづいて、資本主義下の社会保険に余りに多くの夢を托すことの誤りを指摘せざるを得ない。資本による搾取を排除した人間の解放、真の福祉向上は、われわれの目ざす社会主義社会の実現によつて始めて可能となるのである。

もちろん、われわれは、当面の闘かいを一そうち強力におし進めねばならない。ヨーロッパ資本主義諸国に比べて、わが

国の社会保障はなお遙かに低く、さしあたり国民の生存権の確立をはかることがわれわれの直面している課題である。労働者階級を核とする労働諸階層全体が力を結集して闘かねば、資本主義下においても、社会保障の大巾な拡充を実現することができる。この闘かいの旗印は、日本国憲法第二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面に亘り、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならぬ」という規定である。

憲法第二十五条をよりどころにしつつ労働者をとり巻くもろもろの不安——老後の不安、事故で不具になつた場合の不安、病気が長引いて貧困に転落する不安、失業の不安等を一掃する闘かいの戦列は、より強固に、より広汎に組まれねばならない。生存権確保のこの基本的要求をかちとつてゆくなかで、わが国の諸条件に見合う充実した社会保障制度が次第に形成されてゆくことになる。

われわれは、その闘かいの先頭に立つて制度の改善を闘かいとつてゆかねばならないし、このよう闘かいに結集された巨大なエネルギーこそ、社会主義実現の原動力となる。

第二節 社会保障政策

の原則

(一) 社会保障六原則

われわれのかかげる社会保障政策は、右のような意味で、資本主義下におけるものと、社会主義下におけるものと二つの段階に分けて考えられねばならない。

現象的には制度が連続する部分があるとしても、制度の基盤をなす生産関係が質的な変化をとげるのであるから、この点は明確にしておく必要がある。

そこで、第三節にかかるるの政策は何よりもまず資本主義社会のもとで実現すべき要求であり、社会党が政権をとつた場合、最低限これだけは実行するといふ、現時点での労働大衆に対する約束である。これはまた、完全に労働人民が國家権力をとぎり、質的により高い社会保障を目ざす基礎となるものである。

このよう、当面する社会保障政策の原則は、次の諸点に要約できる。

第一に、すべての国民は「健康で文化的最低限度の生活」を保障されねばならない。そして、社会保障制度の前提として、働く意志と能力ある者が働く場所を与えられ（完全雇用）、働く者が自らと家族の生活を支えるに足る賃金を保証されねばならない。（最低賃金）

第二に、老令・病氣・不具・失業・死亡等の事故によつて、所得が減少し、あるいは喪失する場合、その期間、最低生活を維持しうる給付がなされ（年金・所得保障・失業保険）、無料を建前とする医療がおこなわれねばならない。（医療保障）

第三に、身体障害者、精神薄弱者等に対する十分な自立更生指導および、老人・児童・母子家庭の福祉向上のための積極的な援助、手当が措置されねばならない。（社会福祉）

第四に、国民の健康管理、疾病予防のため、必要な措置が講じられ、環境が整備されねばならない。（公衆衛生）

第五に、右の措置と併行して、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができないものに対しても、必要な扶助がおこなわれねばならない。（公的扶助）

第六に、以上は國の責任においておこなうものとし、國民は、すべて等しくこれらの措置に受ける権利を有する。このため、社会保障の諸制度における格差を是正するとともに、國庫負担ができるだけ引き上げる。

(二) 最低生活費と国庫負担制度

の統合

きたい。

一つは、最低賃金制や生活保護費その他の社会保障諸給付の基準となる最低生活費をどう決定するかということである。

第一章で述べたように、一〇年前、労働科学研究所は、最低生活費と最低生存費をそれぞれ七千円、四千円と算出している。この一〇年間の消費者物価の上昇と生活構造の変化を考慮に入れると、少なくとも一人あたりの最低生活費は、一万二千円、最低生存費は七千円（それぞれ約七〇%の上昇）に達しているであろう。

この際の七〇%は、經濟企画庁の調べによる消費水準動向の同期間の上率を根拠としている。しかし、毎月勤労統計による賃金上昇率は、昭和二七年から三六年までの九年間に約九〇%であるから、これでも控え目な数字である。

したがつて、われわれの社会保障政策の諸給付・手当の最低水準は、どう見積つても、さああたり、右の月額六千円を下回つてはならないであろう。

他の一つは、社会保障制度における社会保険の占める地位、役割に関するものである。

資本主義社会における社会保険は、もともと自助・相互扶助を原則としておりこの原則にしたがつて、労働者・農民その他労働者一人一人から保険料を徴集し

て給付をまかなうというシステムになつてゐるそして、例外的に、被保険者が保険料の負担に耐えない場合、保険料が減免されることがあり、(国民年金)また保険料による財源だけで給付がまかないきれないときに、国庫補助がおこなわれる。

主体とする社会保険は、それ 자체では有り立し得ない、言い換れば自前ではやつてゆけないという認識が一般化してきているのである。

策では、この一般税の主たる財源は、大企業に対する法人税、金持に対する奢し税、高度累進所得税、遺産相続税等であり、これによつて勤労者相互の扶助といふ社会保険の狭い財政的カラは漸次消滅する。

第三節 具体的な社会

保障政策

(一) 医療保障

(基本方針)

ているのに、日雇健康保険は、三割五分の国庫補助で家族は五割の自己負担があり、傷病手当金の給付期間は一般健康保険の六ヶ月に対してわずか二二日というよう、大きな格差がある。

この給付の格差を縮少するためには、さらに弱少健康保険に対する国庫負担をふやさねばならないが、国庫負担をどんどん引上げると、自助相互扶助の原則はおのずから崩れ去ることになる。ここから、各種社会保険の統合 現行社会保険のワク内における給付の平均化という考え方方が生れてくるのであり、資本家階級

どん引上げると、自助相互扶助の原則はおのずから崩れ去ることになる。ここから、各種社会保険の統合、現行社会保険のワク内における給付の平均化という考え方方が生れてくるのであり、資本家階級による社会保障費節減の意志の典型的に代表するものとみてよい。

とも角、現在では、日雇労働者健康保険や国民健康保険のような低所得階層を

の拡大である。大部分の財源について、被保険者（受益者）の保険料の代りに、一般税がとつて代る。われわれの財政政
別な言葉で言えば、それは無拠出部分
は、われわれの目ざす最低生活保障の給付水準を維持するために、給付財源の大半を国庫に、依存せざるを得ないであろ
う。
「社会保障主義」のこうした見地に立てば、低所得階層を中心とする社会保険、例えば国民年金・日雇健保・国民健保等は、「社会保険」と呼んでいたものである。
「社会保障主義」とは、一般的に、社会保険を主とする見解に対立するものとして「社会保険」と呼んでいたものである。

こうした構造をもつ社会保障（健康保険・年金保険・失業保険）がわが国には一四もあり、それぞれ運用されているが例えれば大企業の健康保険組合は、ほとんど国庫補助なしで療養給付は本人全額、家族七〇八割と相対的に高い水準を保っているのに、日雇健康保険は、三割五分の国庫補助で家族は五割の自己負担があ

ない。(1)に明らかにした社会保障政策の原則にしたがって、社会保障の水準を引上げるだけの国庫負担の裏づけがあつて初めて、社会保険の諸矛盾は解決する。

この時、社会保険は、本来の自動・相互扶助の原則を放棄し、国の責任による所得保障・医療保障その他生存権に関する

張するのは、以上の觀点に立つて いるの
である。

われわれが、国庫負担の大幅増額を主制度の重要な機能としての所持再分配をいかに有効におこなうかである。

論はあまり本質的な意味をもたない。必要なことは、資本社会における社会保障制度の重要な機能としての所得再分配を

こうした展望に立てば、社会保険運営の方法としての拠出か無拠出かという議

う社会保険の狭い財政的カラは漸次消滅する。

(当面の対策) め、すべての国民が平等に医師にかかるようとする。

- 1 各種健康保険の療養給付率を、さしあたり次のようにひきあげる。

国民健康保険 一世帯主・家族とともに
七割（現行五割）

健康保険一家族七割（現行五割）

日雇労働者健康保険は一般健康保険な
みとする。

国保に、傷病手当金を設け、病気の際
の生活費を保証する。

これらの給付の改善に必要な経費は、
全額国庫負担でおこなうものとし、国保
および日雇健保の療養給付に対する国庫
補助率をそれぞれ現行二割五分を三割五
分、現行三割五分を五割にひきあげる。
また、保険会計の赤字は、すべて、一般
会計からのかいりいで補てんする。

保険医療については、現物給付の原
則を維持し、療養費払い制度はみとめ
ない。

2 各種保険を統合一本化して、保険給
付および各種サービス（保健・福祉施
設）の均てんをはかる。

被用者保険を統合する第一歩として
各種共済保険を一本化し、他方、組合
管掌健康保険、日雇労働者健康保険を
一本化する。この二つを更に統合して
被用者保険の一本化をはかる。この統

合に際しては、既得の権利と水準を維持しつつ、より高い水準を確保すべきである。

3 国民健康保険の運営主体は、現在は市町村・特別区（およびごく少数の国民健康保険組合）であるが、自治体のそれぞれの財政力の強弱によって内容に大きなひらきがあるので、運営主体を国に移管し、給付条件の格差（療養給付の率、制限診療等）をなくすとともに、保険料（税負担）の基準を全国的に統一する。当然のことは、同一の保険証で、全国のどの保険医からでも現物給付を受けられることを意味する。実施の事務は市町村に委任するものとする。

4 国民健康保険の保険料は所得が一定水準以下の場合、免除するものとし、また自己負担の免除（全額給付が実現するまでの間）をみとめる。これにもなつて、生活保護の医療扶助を国保に移す。

5 五人未満事業所に健康保険を強制適用させる。
現在は、地域保険である国民健康保険に加入するのがたまえとなつてゐるが、雇用関係が現に存在するのであ

るから、被用者保険への加入が当然である。

この際、従業員五人未満の零細企業では企業経営の基礎が弱体であること考慮して、当分の間、事業主負担率を二分の一に軽減して、その分は国庫負担をもって充当する。また、運営は一定数以上の事業主、従業員をもつて構成する健康保険事務組合を通じておこなうものとする。

6 結核、精神病については全額公費負担とする。

原爆病、麻薬中毒、業務外背損その他必要と認められる疾病的療養費については、右に準ずる。

7 じん肺 外傷性背臍障害及び必要と認められる職業病に関する災害補償の内容を大幅に改善する。

労働災害補償の諸給付を引上げる。（「労働政策」参考）

8 医療機関の適正な配置と整備をおこない、無医地区の解消をはかる。

9 公的医療機関の概念を拡大し、国公立、法人立を含めて高度の総合的機能を有する病院を一定の基準のもとに公的医療機関の概念に包含し、国による体系的な医療政策をおこなう必要がある。

このようない総合的な設備、能力を備えた公的病院を全国の主要な都市に基幹病院として配置し、同時に無医地区に診療所を建設して、一定期間を指定して交替に診療所に医師を派遣させる。このほか、巡回診療車（船）、ヘリコプターなどの充実をはかる。

公的医療機関は、国民皆保険医療の指導的な役割を果すものであるから、国は必要な援助を行なわねばならない

よる健康官理の体制をつくるため、保健所に勤務する医師、保健婦の待遇を改善する等、まず設備、人員の強化をはかる。

これと同時に、公的医療機関と有機的に連携させつつ私的医療機関を配置する。私的医療機関の配置は関係団体を通じて自主的に規制せしめる。（たとえば医師会自身による自主的な開業医の乱立防止）医療機関がこうして整備されるとき、こんにち一部の病院にみられるような利用者を従業員とその家族に限定する企業一家主義的傾向はまことに好ましくない存在となる。従業員福祉のためのこの種の施設は、一面では組織された労働者による闘いの成果であるが、現実にはしばしば使用者側の労務管理の手段に転化される。また、労働者階級の連帯感を稀薄にするという役割を果す。

したがつて、こうした企業セクトは漸次、解消することが必要である。

公的機関と私的機関（開業医）の関係は、病院・診療所の機能分化とともになつて、それぞれの役割を担うべきものである。すなわち、公的機関は専門医を擁する高度の総合病院として、診療所の機能をもつ私的（家庭医）の紹介により患者を院入せしめ治療をほどこすという任務分担が望ましい。しかし、これは今すぐという訳にはゆかな

い。現在は、大きな病院も外来患者を直接に受け入れて一般開業医と競合しているが、この状態を是正していくため、とりあえずは、国立病院を入院治療を主体とするものに切替えつつ、外来診療をある程度抑制し、採算を度外視して診療、研究活動に専念できるようにならねばならない。

10 診療報酬支払い制度の合理化、適正化のため、甲、乙二表を一本化し、地域差を廃止する、また保険事務の簡素化をはかる。

11 疾病の効果的な治療をさまたげる規格診療（制限診療）は廃止すべきであり、また差額徴収はみとめない。

12 勤務医師、レントゲン技師、看護婦など医療保証の担い手たる医療労働者の待遇を改善する。このため、医療労働者の最低賃金制を実施する。

(二) 年金制度

（基本方針）

1 あらゆる保険事故に対して、生活を保障するに足る年金の給付をおこなう。

2 各種年金制度を統合し、被用者年金と地域年金の二本建とし、給付条件の格差をなくする。

3 貨幣価値の変動とともに、給付の額をスライドする。

4 積立金の民主的管理運用をはかる。（当面の対策）

1 国民年金制度は無拠出の福祉年金を重点にして、当面七千円を目途に、年次計画的に支給額を引上げる。

2 拠出年金保険料の免除基準を引き上げるとともに、免除部分については本人部分についても国庫負担をつけ、免除されても年金の支給額が減額されないようにする。

3 厚生年金保険の給付額を大幅に引き上げ、定額部分二万四千円（月額二千円）を八万四千円（月額七千円）とす

（三）公的扶助

1 公的扶助の対象は個人単位を原則として、必要に応じて世帯を考慮するものとする。

2 勤労の能力あるものに対する公的扶助は、自立のための補助、助長の手段としておこなう。

3 扶助の額は、健康にして文化的な生活を維持すべきものとする。

（当面の対策）

1 現行生活保護法を生活保障法とあらため、恩恵的に生活保護をくれてやるあるいは貰うという思想を排除して、権利として保障を受けるという観念につくることは、年金制度統合の政策方向から考えて望ましくない。

2 学識経験者を中心とする生活保障基準審議会を設け、保護の基準について厚生大臣に答申し、勧告する。保護の基

金等被用者の各種年金は、将来、労働者年金として一本化するものとする。

一本化に際しては、既得権を尊重しつつ、より高い水準でこれをおこなう。

3 年金積立の管理運用は、厚生大臣の主管のもとに、被保険者、学識而を主たる構成メンバーとする年金積立金審議会をしておこない、住宅、生活環境の改善等に優先的に利用するものとする。労務管理に一方的に使われる企業内福祉施設はみとめない。

4 保護の単位を個人とする。

現行は、世帯単位が原則であり、かつ福祉事務所が民法に定められた扶養義務者（三等までの親戚）に扶養能力ありと認めると、これによる扶養がまず優先することになつてゐるが、こうした制度を改め、あくまで個人の生活状態本位に考える。

保護の単位は原則として一人であるが、夫婦および、その一六歳未満の子（義務教育終了前の子）については、一つの単位としてあつかう。

勤労によって得た収入は、一定の基準を設けて保護費支給の場合の差し引きの対象にしない。

6 各種扶助の額は、所要実費を支給するものとする。

7 中央、地方に苦情処理委員会を設け生活保護に関する一切の苦情を処理せしめる。

準は、一人世帯で月額七千円を下回るべきではない。

保護に際しては、資産調査がおこなわれて、対象者の資産能力をまず活用することが要求されているが、この条件を緩和する。農宅、自営業者の生産手段の一定部分は、資産能力としての認定対象から除外する。

(四) 社会福祉

(基本原則)

- 1 身体障害者、精神薄者、老人など、労働能力が充分でない人たちが、健康で文化的な生活をいとみ、かつ、その社会的能力を充分發揮できるように、国最終責任で保障する。
- 2 子供の身心ともに健全な発育の保障をおこなうのは、社会国家の責任である。

(当面の対象)

- 1 現在、法の対象となっている身体障害者の数は、全国で約九五万人（六〇年七月）となつてゐるが、この中には、内臓疾患や精神障害によって身体機能が不足しているものは含まれていない。
- 2 身体障害者の範囲には、結核の手術をうけたものなど、内臓疾患および精神障害者を含めるものとする。
- 3 身体障害者のために、一定の職業分野を指定し、これを確保するとともに政府関係機関および大企業においては一定率以上の身体障害者を雇用することを義務づける。この際賃金は、一般労働者を下廻ってはならない。賃金の一部および雇用された身障者の労働に必要な器具、装備は国が支給するものとする。

収容施設と訓練施設を強化拡充し、すべての一一定的能力をもつた身障者は職業訓練をうけられるようにする。この際、職業訓練期間中の生活保障体制を確立する。

障害年金の額を引上げ、身体障害による所得の減少を補てんする。

児童の健全な育成のために、児童手当を創設する。児童手当は、保護者を通じてすべての児童に支給される。

働く母親のために、保育所を大量に増設する。現在、約一万の認可保育所があるが、これでは到底何百万の働く母親たちの需要をみたすことはできない。とくに乳児保育所は決定的に不足している。この数少ない保育所も施設の老朽化が嘆かれてゐる現状である。

したがつて、保育所の増設とともに老朽施設を改善し、安心して子供を預けられる保育所を計画的につくるものとする。これにともなつて、保母など職員の待遇改善がはからねばならぬ。また、今後の方向として保育所、幼稚園の一本化および義務教育学会の一年引下げをはかる。

母子年金の額を引き上げ、働き手を失つた家庭の生活安定をはかる。

母子福祉資金貸付額のワクを拡大する。

第三に、身寄りのない老人のために有料、無料の老人ホームを増設する。

含めると二百～三百万人に達するものと推定されている。（五四年調査では重い精神薄弱者数は約五八万人）

これらの中には、家族の重い負担となつたり、犯罪者や売春婦に転落するものも少なくないので、精神薄弱者の適切な指導訓練をおこなう更生援護施設を拡充するとともに、重度精神薄弱者については、保護施設を設置し、障害年金を支給するものとする。

今後、増大する老令人口（六五歳以上人口は昭和三五年五四〇万人、四五七年七一〇万人）に対処して、老人福祉の向上に十分な配慮をする必要がある。まず第一に、生活の不安がないよう所得を保証することが先決であり、老令年金の額を、月額最低七千円の水準に引き上げる。また、生活にハリを失うことのないよう、働く意志と能力のあるものには、老人にふさわしい就業の機会をあたえる。

民間福祉施設の職員の労働条件を改善するため、人件費および施設改善に要する費用のうち一定部分を公費負担とする。

第二に、健康の維持と生活の充実のため、老人病の治療、老化予防の諸施策を進すとともに、レクリエーションを中心とする老人クラブ活動を奨励し、老後の孤独感から解放されるよう、相互の啓発援助活動の場を拡大する。

とくに低所得者層は、家族に扶養能力がないので、居心地のよい養老施設で老後を送れるようにすることが必要である。老後の生活にとって楽しみの一つは、子や孫と「味噌汁のさめない距離」にあって、家族団らんをすることであるから、老人ホームはあくまで家族との同居生活の補完物であり、この同居生活の諸条件——住みやすい住宅、楽に生活できる賃金等が、まずもつて保証されることは当然である。

(五) 公衆衛生、公害

(基本方針)

地方自治体に、福祉行政の最も重要な任務として、住民の生命、健康をおびやかす一切の条件を除去せしめる。国は、法的・資金的に完全な保障を与えるものとする。

- 1 年次計画によつて、上下水道の整備

最近の経済金融の動向

日銀調査局次長吉野俊彦氏に聞く

これは10月9日、財政投融資政策委員会でのヒヤリングを編集部の責任において要約したものです。したがって、文責はすべて編集部にあります。

一 國際收支の動向

最近の経済、金融の情況を簡単に説明したい。

まず第一に、國際收支の動向がどうなっているか、ということからみていきたい。國際收支（短期資本の収支を除いた）の実績は、昨年の四月から今年の三月までの一年間に八億三千万ドルという

大変な赤字であった。ところが、本年度に入つてから、だんだん輸出のびがよくなり、輸入が減少して、六月には經常收支全体としてはまだ赤字であったが、貿易収支がわずかばかり黒字となり、七・八月と貿易収支の黒字がふえ、貿易外の經常収支も黒字を示すようになってきた。また、将来の動向を示す輸出入の信用状の動きも、かなりの黒字をつづけている。

また私は信用状収支の黒字が一億二千万ドル以上にならないと危険だと考えている。というのは、最近の貿易構造の変化にともなって、信用状を使わない貿易が巨額の赤字を続けており、多い月で一億ドル、少ない月で七千万ドル前後であり、固くふんで、一億ドルの赤字、もう一つは、貿易外の經常収支が、月に一千万ドル～二千万ドルの赤字を構造的に続いているので、あわせて一億二千万ドルの赤字は覚悟しておくべきであり、信用状収支の黒字がそれだけ続けば二月ないし三月先きの経常勘定は、トントンあるいは若干の黒字を示す可能性がある。

こういった見地から信用状収支をみていくと、五月以降だいたい一億二千万ドルのラインを上下し八月に一億四千万ドル、九月には一億六千万ドル近い黒字となつてるので当分の間、経常勘定は黒字を示すのであろうことはほぼ間違いないと思う。したがって、明年一～三月の季節的輸入がかさんだとしても、三七年度中の國際收支は、ほぼ均衡状態を実現するのではないか。

前年度に八億三千万ドルの赤字が、本年度ほぼ均衡を示すようになったことは、経済情勢がかなりの程度に変化したことを見せるものである。なぜこのように予想外に早く國際收支が均衡情勢を示すようになったかを見ていくと、輸入の減少からきた分は予想外に少く、輸出の増大による分が予想外に多い。金融引き締め体制が整備された昨年の七月～九月をベースとして約一年間に、貿易収支の改善が輸入の減少からきている分が、約三八%、輸出の増加からきている分が約六二%となつており輸出増への依存度が高い。逆にいえば、それがだけ国内の在庫調整、生産調整の負担が軽減されたことを意味する。これは前回の三二年三～五月から一年間の貿易収支尻の改善が、輸入減からきた分が九六%におよび、輸出増からきた分は四%にすぎなかつたことと比べるとよくわかる。

輸出がなぜこのように予想外にのびたかといふと、対米貿易のびが一番大きい。この原因は、アメリカの景気がボットムに到達したのは昨年の二月頃であつて、三月からだいたい上昇に転じ輸

入性向が増大した。一方、引き締め体制が七・九月に整備され、輸出ドライブがかかった。それが重なりあって対米輸出の増大が結果されたわけである。前回は、引き締め体制が整備された時には、アメリカは好況の最後の段階であり、三二年の秋には景気が後退し、三三年一杯上期を中心にして景気がかんばしくない動きを示したので、輸出はあまりのびなかつた。かえつて三三年度は前年よりもわずかだが減少させた。今回は引き締め体制整備の半年くらい前からアメリカの景気がすでによくなつていたから、それだけ在庫調整、生産調整の負担が軽減されたという意味で日本に幸したといえる。しかしアメリカの景気のサイクルが特に今回に限つて長期化するという徵候はなく、アメリカの企業利潤は停滞様相を示しており、今後景気回復の浮揚力を何に求めるかということを焦点に模索する段階になつて、アメリカの景気が高原状態横ばいのままになつてしまふ可能性は相当あるようと思う。したがつて、これまで国際收支がよくなつたからといって、その状態が続くといふ保証は必ずしも存在しない。

CPI、卸売り物価とも昨年九月までは、非常な根強さで上り続けていた。しかし、引き締め体制が整備された十月以降、卸売り物価が軟調に転じ、本年の一月中旬から反騰して高水準のまま横ばいになり、三月下旬ごろからまた軟調に転じて今回に至っている。ごく最近また反騰したが、これは鉄鋼の生産調整が進み、ある程度在庫金融が行なわれたということがあって市況が反騰したのであって、生産がすぐ増えるという状況にあるので鉄鋼の市況はまた軟調になつてしまふ。今後こ

支が半構造的に赤字を続いていることは、国際收支の前途に暗い影を宿している。そのうち特に海上運賃とロイヤリティ支払いが増大し、なかでも海上運賃は輸入総量中日本船によって積取られた比率が五〇%を割るにいたつている。戦前は、貿易は原則として赤字であったにもかかわらず経常収支のバランスが保てたのは、むしろ世界第三位の船舶による黒字に依存していた。現在はこれが逆に赤字を続けており、しかも貿易外収支の中には三億五千万ドルの特需を含んでいるにもかかわらず貿易外収支は二億二千万ドルくらいの赤字が予想されるので、特需がなくなつたとすれば五億ドル以上の赤字になる理屈であり、深刻な問題となつてゐる。

二 物 價

CPI、卸売り物価とも昨年九月までは、非常な根強さで上り続けていた。しかし、引き締め体制が整備された十月以降、卸売り物価が軟調に転じ、本年の一月中旬から反騰して高水準のまま横ばいになり、三月下旬ごろからまた軟調に転じて今回に至っている。ごく最近また反騰したが、これは鉄鋼の生産調整が進み、ある程度在庫金融が行なわれたということがあって市況が反騰したのであって、生産がすぐ増えるという状況にあるので鉄鋼の市況はまた軟調になつてしまふ。今後この需給バランスは、財政資金の散超、揚げ超と日

ののような動きを繰りかえすであろうが、金融政策で直接操作しうる卸売り物価については、ほぼ安定点を回復したのではないか。少くとも昨年九月までのようない CPI とならんで根強く上り続けてきたという状態ではないと思う。

ところが、CPI は、大勢としては根強く上つており、昨年中の平均をとると、前年度に比べて六・一%も上昇し、さらに本年度は、今まで上つた分と今後予想される消費者物価、電力料金、私鉄運賃引上げ等を最少限に見積つても六%くらい上るのはないか。いま一年ものの定期預金の利子率が五分五厘だから、二年続いて貯蓄の典型である定期預金の利子率を上廻りという非常に好ましくない状態が続いている。ただ、CPI の問題は金融ではどうにもならない面がたくさんあり、政府の懸命な CPI を抑えるための総合政策がのぞまれる。一部には、成長過程で CPI が上がるのをむしろ健康な現象だという論議があるが、これには絶対に同意できない。

三 金 融 状 勢

金融には三段階があり、最上部構造は、金融市場における現金の需給バランス、第二段階は、中央銀行と企業間の貸借関係、第三段階は企業間信用である。

まず最上部構造としての金融市場における現金の需給バランスは、財政資金の散超、揚げ超と日

銀券の増減のバランスによつて決定される。財政資金は、三六年度中に五千億円という巨額の揚げ超を引き起して、これが金融市場に対する大きな圧力になったことはいうまでもない。一方、日銀券に対する需要増加は、所得と消費の顯著な上昇によって、約二千百七十億円の巨額に達し、両者合計、約七千億円が日銀の市中銀行に対する貸出増となつた。これが大変な金融面の逼迫要因になつたわけである。

それでは、なぜ財政が五千億円の揚げ超を引き起したかといふ理由は二つある。第一点は、外國為替資金特別会計が、国際収支の赤字を反映して、約二千二百億円の引き揚げ超過を引き起している。第二点は、一般財政が、自然増収により、経済成長が、国力の限界を超えて行なわれたことを端的に反映している。これは約二千八百億円の揚げ超を惹起している。これは

経済成長が、端的に反映しているものではないかと思われる。

て、トントンになるかも知れない。こうした関係で、金融の最上部構造は、前年度に比べて、約六千億円だけ逼迫要因が緩和されることになる。現にコールレートもわずかだが下りだしている。といつても、金融が全体としてゆるんだのかというと、けつしてそうではない。

第二段階の市中銀行と企業間の関係、第三段階の企業相互間の信用は、かなり急迫した状態が続いている。銀行窓口の感触としては、依然として企業の借り入れ需要は非常に根強い。

なぜこのように市中銀行の段階で、あるいは企業間相互で金ぐりが苦しいかといふと、借り入れ需要の非常に多くの部分が、実は後向きの資金需要であり、一つは、運転資金の面で滞貿金融の要請であり、もう一つは、設備資金における企業間信

用の累積である。すなわち、前者は、せつかく生産した商品が、今日のような、状態で需要が落ち、品物によつてもちがうけれども、製品在庫の累積という形になつて現われる。労賃や原料代は払わねばならないのに収入が思うように入つてこない。そこで滞貿を見あいに銀行から借金しなければならない。そういう後向きの資金需要が相当想される。なぜかといふと、ここ数カ月、外為会計は、従来の揚げ超から散超に転じ、恐らく年度中を通じて散超になる可能性がある。また、最近の税収の対前年度に対するのびをみると、本年度に入つてから成長率が鈍化してきているため、自然増収が減つてきていている。恐らく年度全体を通じ

ある、こういう過程ではないかと思う。そこで試みに、東京証券取引所の第一部に上場されている代表的な企業の決算状況をみてみると、三月末までに建設仮勘定が、なんと、約八千七百億円にのぼっている。企業の有形固定資産総額中で、約一五〇六%の多きに達している。この建設仮勘定の相当部分は、金が払われていないのではないかと考えてみると、不況の様相を漸次深めつつあるにもかかわらず、そんなに簡単に市中金融が緩慢になるという状態だとはいえない。ただ、一年前と比べて、資金需要こそ強いが、後向きのものに変型しつつある、また最上部構造としての金融市场の需給はとにかく緩和の方向にあるといふことで、かなりの程度の金融情勢に変化がでてきたこともまた明らかである。

四 企業の設備投資の動向

今回の金融引き締めを必要とした最大要因は大企業中心の設備投資が行きすぎたことであつたことは明らかである。経企庁発表のGNPベースで設備投資は、昨年の十月～十二月がピークで、年率にして四兆三千億円という想像もできなかつた巨額の数字になつてゐる。本年に入つてから、それがだんだんおとろえて、この七月～九月期ではてしまつた設備投資でまだ決済のついていないものの、いわゆる企業間信用の累積が、より流動的なきているのではないかと思う。

この推測の資料としては、機械の販売高、ある銀行信用にトランسفォーメーションを起しつつ

いは資本材の出荷高の統計が最近になって、かなり落ちているというところに現われている。さらに、設備投資の今後を予知させる指標としては、機械の注文高という統計をみると、毎月、毎月の新規の注文高は、大てい激減している。外需としての輸出は前年に比べて七月辺りで、約三〇%増、官公需も、約二五%増えているが、民需は非常に落ちて、だいたい前年同期に比べて半減している。これは、需注残があるので、将来において設備投資が半分に落ちるということにならないが、

ここ当分の間、企業の設備投資が沈静の方向にあるということは認められる。ただ、今まで、設備投資の潜在的需要が強くても金ぐりがつかないからやむなく中断しているケースも相当あるので、金融が多少でも緩慢になれば、またそれが復活するということはある。しかし銀行信用を積極的にうけて、新しいプロジェクトを大々的にやりはじめ、再び景気が過熱するような状態ではないと思う。少くとも、ここ当分は、企業の設備投資が急激にふくれ上って、景気をただちに過熱させるとの懸念はあるまい。

五 生産の動き

今年の始めごろ、生産調整が相当進まねば国際収支の早期均衡回復は無理だろうと観測していた。その時の生産調整というのは、積極的に生産水準を相当落とすという意味で、実は私は使って

いた。ところが対米輸出が相当のびたために、生産がそんなに落ちないで、国際収支がよくなるという事実がでてきた。これは将来に逆に多くの問題をはらんでいるようと思うが、少くとも今まで生産をなんでもかんでも引き締めを強化して落とさなければいけないと主張することの論理が弱くなってきた。

もちろん生産の調整は行なわれている。なぜなら、三六年度中の生産水準は、前年に比べて二一%増という驚くべきアップカーブであったのが、四月に大きく下り、五、六月ともどしたが、七八月とまた下っている。九月も恐らく落ちたのではないかといわれている。大勢として生産は弱含み横ばい状態で、前年度の二一%に比べれば、かなり大きな変化であり、これも生産調整の一種にはちがいない。私は、現在の程度の生産の動きならばいいと思うが、アメリカの景気が、横ばい、あるいは、わずかでもリセッションの方向に行くと、いまの程度でたりるかという問題を潜在させていることは忘れてならないと思う。

六 企業の収益

企業の収益動向は、企業の投資態度に大きな影響を与える。この収益が最近予想外に悪化し、九月期の決算は、八月上旬に証券会社や新聞で行った第一次決算予想では、売り上げ高と純益は、の

び率こそかなり大きくなっているけれども絶対額が落ちるという予想はどこもしなかった。ところが、九月に決算が終りに近づき、改めて第二次予想を行ってみると、第一次の予想は大きく狂い、絶対額が減少するだらうと切りかえた。現に鉄鋼を中心とした大企業ほど減配傾向がはつきりてきて、株価の低落に大きな影響を与えている。

では、なぜ企業収益がこのように悪化したかといふと、理由は二つある。第一点は、企業の設備稼働率の低下ということである。生産は弱含み横ばい程度であっても、生産能力は増大しているから稼働率は低下せざるをえない。後に、通産省発表の稼働率をみると、この六月末には、八二・一%であり、三月末は、八六・八%であったことからみて大きく低下したといえる。前回のときは（三三年に）七〇%を割ったことがある。そこで、前回よりは、軽く下んでいるではないか、という考え方には、どうも数字をそのまま比較していないものかと私は疑いをもつてゐる。というのは、統計のベースになる設備は、前回に比べて、設備の潜在的な能力は一単位あたり増えてきており、生産能力が過少にでてくることに注意しなければいけない。さらに、貿易の自由化の関係があつて、前回の時は、外貨割り当てを余計にうけるために設備を過大に申告する傾向があつたことは否定できない。そこで、どうしても稼働率は落ちざるをえない。現在はそんなことをしなくなつたという面がある。また、金融の角度からいふと、物理学

的な稼働率より、もつと効率が落ちているのではないかという感じがする。たとえば、土地の先買いがある。こういった関係から建設仮勘定を含んだ有形固定資産の回転率は前回の引き締めと大差ないところに落ちている。第二点は、企業のコストの上昇傾向である。最近とくに顕著に上昇しつつあるのは資本のコストである。すなわち、最近発表された民間の設備投資だけで、GNPに対し、一二三%と世界のどこにもない高水準であり、行きすぎたといわれた前回の一六・七%を大きく上回っている。それが資本の面のコスト・アップになつてでてきている。こうした固定費が上昇して、しかも回転率が落ちるのだから企業収益が悪化せざるえないのも当然である。株価の低落は、過去における高度成長の行きすぎのとがめがでた企業収益率の停滞である。しかも昨年下期以後で公約の配当率が守れないで投資家大衆に迷惑を及ぼしている。どの企業も大企業ほど平均払込資本金額の負担が増えている。そこで純益が、絶対額が減少し、しかも払い込み資本の負担は増えているということになると、対払い込み資本収益率は大きく低下せざるをえないのは必然だと思う。これが株価の最近の低落に素直に表われている。ただ、ここに証券市場のファンクション本がもつとゆき着した形にあるならば、貸した銀行

も、借りた企業も、一億円は一億円としか評価されないのであろう。ところが、一部でも株式というような形で固定設備を調達していると、これは市場の厳密な審判をうけることになり、銀行信用に依存している場合に比べれば、かなり大きなショックをうけている。この意味で額面割れの企業ほど本年度の設備投資計画を修正するという動きがでてきている。この面からいうと金融がすこしばかりゆるんでも株価の回復が行なわれないかぎり、設備投資は資金面から大きく制約をうけざるをえないであろう。

以上、六つの最近の重要な経済指標を選択して

金融の角度から眺めてみた。

一年前のある過熱した状態に比べれば、日本経済の主要な流れは、かなり大きくかわった。ふりかえってみると、私共は終戦後、四回にわたる大幅な景気変動を経験した。いま戦後第四回目の好況の反転調整の時期を経験しつつあるのだと思う。従来の反転調整の時期は、奇しくも約十六カ月程継続している。かりにそれを参考にすると、来年の三月位までは、少くとも反転調整の時期が続くだろう。しかも従来どちがい、GNPに対し民間設備投資が二三%という行きすぎた設備投資を引き起した以上、在庫投資とちがつて、調整はなかなか弾力的に短期に行なえない性格のものである。この意味で、今まで調整過程で、中だるみがおきたと同様に今度は回復の過程で簡単にV字型の回復にはならないのではないか。

(24頁よりつづく)

が、社会保障闘争の成果と欠陥について触れた。決定的に重要なことは、こうした経済闘争の面での党的指導性の弱さであり、大衆運動における立ちおくれである。

一方では、千二百万人の党支持者(選挙投票者)に向つて機關紙その他を通ず

る「国民の社会主義」「市民主義」的アビールがなされながら、肝心の国民運動部門には、専門の市民対策機関すらな

い。党本部国民運動委員会には、生活擁護部という部門があつて部長制も施かれているが国会議員の片手間仕事で実際に

は機能をなしてないのが現状である。十一月十三・十四日、わが党婦人対策委員会の主催で開かれた「婦人の要求をきくつどい」では、こうした分野での社会党の活動体制の弱さ、これに反して共産党の活発さが切実に訴えられた。

社会党が真に大衆の信頼をかちとり、大衆の要求のなかに根ざした党として成長するためには、闘かう党としての指導性のものに、具体的な日常活動を通じてこれをやりとげるより他に方法がない。社会保障、一般に市民対策の分野では、国会闘争は社会党、大衆運動は共産党といふ望ましくない分類ができあがつて、ることは事実であり、われわれは苦い反省とともにこの事実を見つめざるを得ない。ある。

昭和三十八年度財政方針に対する態度

日本社会党政政策審議会

財政金融政策委員会

一、昭和三十八年度経済の見通し

自民党政府は、公共投資と大資本の設備投資を第一に優先し、これによって国民経済の成長率を高める政策を、所得倍増計画と称してうち出し。『経済成長の効果が次第に社会の各階層へ波及し、国民の所得や生活水準は自然に向上升し、雇用もまたおのずから拡大される』というのがその主張であった。

しかしこの主張の誤まりはすでに明らかとなつた。投資の過熱によって国際收支の危機と消費者物価上昇がもたらされたばかりでなく、所得の格差は一そく拡大された。低所得者は、所得上昇により残され、他方物価上昇に追われて、その実質生活水準はいちじるしく窮迫の度を加えた。

昨年九月以降、自民党政府は金融のひきしめにより、デフレのしわを勤労大衆によせながら景気調整をはかった。このため輸出入の収支は改善されつつある。しかし現在の国際収支の回復は一時的なものであり、アメリカンドル防衛政策、ヨー

ロッパ共同市場の圧力、及びこれらと結びついた貿易自由化の情勢を考慮すれば、我が国の国際收支の今後は決して楽観をゆるさない。

さらに加えて、政府の景気調整策によってひき越されたデフレ効果は、過去の無計画な過大設備投資によって醸成された過剰生産要因を頭在化させた。過剰生産による産業活動の停滞は、繊維、紙、バルブ、化学肥料、鉄鋼、機械等の部門を

おそっている。これが、以前から構造的危機に見舞われている石炭産業や非鉄金属鉱業の不況と結びつき、当面の不況を一そく深刻化させ、長期化させていく。しかもこのなかで、自民党政府の公料金ひき上げ政策により消費者物価の大はば上昇はますます進んでいる。

このようないかじるしく窮迫の度を加えた。党の一部には、ソ連、中国をはじめとする社会主義諸国との経済交流を拡大することによって、わ

日本経済の繁栄をめざす、平和と中立と民主主義

の経済政策を要求する。

二、昭和三十八年度経済政策の方向

これに対し、わが党は、勤労大衆の生活向上と日本経済の繁栄をめざす、平和と中立と民主主義の経済政策を要求する。

わが党は防衛費を年次計画をもって全廃し予算を平和予算に転換する。日米安保条約を廃棄し、ソ連、中国と平和友好の国交を確立して東西貿易の一切の制限を撤廃する。そして日本の貿易を歐米、アジアアフリカ、中ソの三つの市場にしつかりと立脚させ、貿易を安定的に拡大させる。

わが党は、石炭、石油、電力をふくむ総合エネ

ルギー産業を国有化し、財政投融資と民間独占銀

りうるものである。

だが、日本独占資本及び自民党の主流は、依然としてアメリカの圧力に屈従し、ソ連、中国を敵視して国交正常化をさまたげ、あまつさえ東北アジア軍事同盟をめざす日韓会談を推進している。その裏づけとして核武装を目標として自衛費増大をテコとする軍需インフレの方向をたどらざるをえないであろう。

当面の三十八年度の不況打開策としては、自民党は景気刺激策として、政府保証債を大量に発行し、その市中消化分を対象に日銀の買オペレーションを発動しようとしている。これは財政と金融をつられたインフレ政策であり、そのぎせいはあげて勤労大衆にしわよせされる。このような不況打開策は許すことができない。

行の長期設備資金を通ずる国の投資規制を行なう。公共料金と独占価格に対し、国の規制を強化してこれをひき下げる。国の資金により国土総合開発を画期的に推進する。

わが党は、労働者の生活水準を急速にひき上げることにより国内市场を拡大させる。このため社会保障、労働、農林漁業、中小企業などの対策を飛躍的に拡充する。

以上の方策により、当面の過剰生産によって生みだされた停滞を急速に一掃し、平和、中立、民主主義の基盤にたってわが国の産業活動を活発に高揚させる。これこそわが国経済の繁栄をもたらす唯一の道である。

三、昭和三十八年度財政政策の基本と

なるべき方針

1歳 入

イ、昭和三十八年度の租税その他の歳入について
ては、当面の経済の停滞と不況により大きな自然増収は期待できない。ただし、従来の自然増収がつねに政府の見積もりをこえているのは、政府がかくし財源を留保するため意識的に過小に歳入を見積もっていることの結果である。この前例からみれば、三十八年度といえども自然増収が政府の推定のように二千億ないし一千五百億の程度にとどまること

2歳 出

イ、防衛費は四ヵ年計画で全廃する。それにともない、防衛費定員は漸次平和国土建設隊へ転換し、国土開発の生産的事業に従事させ

ハ、農林漁業対策を拡充し、農林漁業の生産基盤敷備、生産物の価格安定を強力に行なう。農産物、水産物の自由化に反対し、国内農林漁業を保護する。

ヘ、中小企業への新技術、新設備の導入を促進し、また、とくに労働性零細企業の協同化を促進する。官公需の一定割合を中小企業の事業分野として確保する。中小企業労働者の福祉対策を強化し、この面からも中小企業の近代化を促進する。

はありえないであろう。

ロ、税制にかかる問題としては、大口所得者や大企業本位の租税特別措置により巨額の特權的減免税が行なわれているのみならず、税務行政において大企業に対する課税所得の把握が適正に行なわれていない。これらの点を抜本的に是正し、また高額所得者への累進度を強化して、歳入を確保すべきである。

ハ、他方、労働者に対しては租税の負担がきわめて重く、とくに所得税は生計にくいこんで課税され、また所得税課税対象人員が近年は激増している。よって所得税の課税最低限を大はばにひき上げ、あるいは中小企業の企業課税の改正など、労働者への減税により租税負担の公平をはかるべきである。

二、國税と地方税の再配分については、国と地方の事務再配分とあわせて断行し、また、たゞこ消費税率を引き上げ地方自治体の独立財源を強化すべきである。

ホ、農林漁業対策を強化し、農林漁業の生産基盤敷備、生産物の価格安定を強力に行なう。農産物、水産物の自由化に反対し、国内農林漁業を保護する。

ヘ、中小企業への新技術、新設備の導入を促進し、また、とくに労働性零細企業の協同化を促進する。官公需の一定割合を中小企業の事業分野として確保する。中小企業労働者の福祉対策を強化し、この面からも中小企業の近代化を促進する。

率、負担率をひき上げ、国民の自己負担主義を漸次國の負担と責任による制度へきりかえる。

なお、

社会保障の前進との関連において旧軍人恩給は階級差を是正し、受給者余命率によつて交付公債をもつて打切補償を行なう。

ハ、公共事業費は、入札制度の改善等により予算の資金率を高める。また國の直轄事業をふやし、炭鉱、非鉄金属鉱業、駐留軍関係等の多発的失業者を雇用する雇用公団をもつて國の行なう建設事業を実行する。なお失業事業打切りは絶対に行なわない。

ニ、住宅対策を強化し、政府施策住宅を大はばに増加する。政府施策住宅には国有林木材を安価に使用し、建築単価をひき下げる。また宅地造成については、空閑地税の創設、國の先買権、土地利用権設定等の強力な施策を講ずる。

ト、独占資本優先の高度成長政策と軍国主義復活政策に従属した人づくり教育に反対し、平和と民主主義の立場から人間性を創造的に発達させる教育政策を強化する。義務教育無償の原則の実現をめざし父母負担を解消する。

高校増設と奨学制度拡充により教育の機会均等を推進する。

財政投融資

イ、三十八年度の財政投融資は、戦後契約の簡易保険の契約満期がくること、産投会計から対米債務の返済が行なわれること、特定物資納付金が三十七年度をもって終了することなどそのため、原資調達がきわめて困難である。

それに対し、投融資資金の需要はきわめて大きい。この矛盾解決のため、自民党政は公募債借入金のわくを拡大するのみならず、さらに外債発行拡大の方向にむかおうとしている。これは、日本経済の基幹投資部門の外資依存を深めることであり、日本経済の自立に逆行する。また自民党政策は、三十七年度補正予算で産投会計への資金くり入れをやろうとしている。これはすでにわが党がくり返し批判してきたように、財政民主主義に反するものである。

ロ、財政投融資は、民間設備資金と一体のものとして運用すべきであり、国の規制により過剰投資を制限し、もつて原資計画と投融資計画の矛盾を調整すべきである。

- ハ、基幹産業の大企業に財政投融資を行なうに際しては、国はその企業の設備投資および独立価格に対して条件を附すべきである。
- ニ、財政投融資の原資が勤労大衆の零細資金のむけるべきである。

海運政策

日本社会党政政策審議会 運輸部会

とられて来た反面、国際的な船腹の過剰という構

わが国の海運は、戦後の計画造船を中心とした船舶増強によって、七九五万総トン（昭和三十六年の船舶を保有する世界第五位の船舶保有国に復活した。

しかし、慢性的な海運不況により日本海運の基盤は依然として弱体のまま低迷を続けていた。その実体は、昭和三十六年度の外航船舶の運賃収支は四億五、六〇〇万ドルと空前の支払い超過となり、また、昭和三十六年度末資本構成において、

造的変化、便宜置籍船の増加、新興国の自國船主義の強化、専用船、インダストリアル・キャリアーの増加、アメリカのドル防衛によるシップ・アメリカン政策の強行等が重圧となつてゐる。同時に対米従属の外交を中心とした自主性のない外交改めず、金融と金利を中心とした安易な補助政策にのみ終始して來た結果であるといわなければならぬ。

以上のように日本海運をとりまく諸条件は、個々の企業に対する助成策等だけでは立直ることの出来ない程の根本的な欠陥を背負つてゐる。従つて次のとおり最も基本的な諸問題の推進がその前

二、海運強化の基本政策

以上のよう日本海運をとりまく諸条件は、個

々の企業に対する助成策等だけでは立直ることの出来ない程の根本的な欠陥を背負つてゐる。従つて次のとおり最も基本的な諸問題の推進がその前

提とならなければならぬ。

1 自主独立外交推進と経済外交の強化

海運という特殊な産業を支える背景は、単なる国内対策では、極めて不充分である。

海運を根本的に支えるには自主外交の強化が最も基本的な問題である。とくに北米航路等におけるアメリカ船の圧迫と、日本船の積取比率の低下は、バイ・アメリカン、シップ・アメリ

カン政策から発するものであり、同時に、対米外交において自主性のない日本政府の態度にその根源があるといわなければならない。海運における平等互恵の原則や海洋自由の原則を侵害しているボナー法の改正についても積極的に日本の立場を明らかにし、その再修正を要求する自主的な態度が必要である。

日本海運を積極的な面で立直らすには、とくに対米従属的な外交を捨て、自主独立と積極的な外交を推進すると同時に経済外交をあらゆる面で強化していくなければならない。

2 貿易構造の転換

海運と密接な関係にある日本の貿易は、外交的に最も弱い立場にある対アメリカ貿易の依存度が極めて高い処に一層海運不況の性質を深刻にしている。

しかも、常に輸入制限におびやかされ、その邦船積取契約は、MSA協定以来五〇%条項、

三〇%条項と逐年低い比率を押しつけられることが多くなり、海運不況の大きな原因となつて

いる。このような一方的な貿易構造を転換して、バランスのとれた貿易構造とするために、

ココム制限を撤廃し、ソ連・中国等対共産圏貿易及びアジア・アフリカ圏貿易の積極的な発展をはかる必要がある。

同時に、ソ連中国の主要港に対する定期航路の設定を促進しなければならない。

3 海運基盤の強化

従来海運の基盤強化といわれて来た各方面の諸政策は、海運全般の基盤強化ではなく、金融ないしは金利中心の海運個々の企業を強化するだけの狭い補助策だけにとらわれて来た傾向がある。日本海運の不況の状態は、もっと本質的な問題にあることの認識を強め、以上の外交、

貿易の基本問題と関連して、海運同盟、運賃同盟の抜本的な改革とその強化をはかり、完全に平等互恵の条約、協定を行なうと同時に、海上運送法の改正を行なって、日本海運の基礎条件を強化し、積極的な施策がとられなければならない。

4、船質の改善

従来の戦標船処理の代替建造を大幅に拡大し、約四五万トンの残量戦標船代替を早急に処理するとともに、その他の低性能船、船型非經濟船、採算的非經濟船等についても船舶整備公団において代替建造、改装処理を行なって能率船化を促進する。

五、運航調整と航路助成

以上の基礎にたって、海運企業の健全化については、政府施策の前提として、先ず自主的に積極的な再建策をとらなければならない。

補助を行なう。

海運市況の安定化と航路維持のために定期船、不定期船（専用船を含む）を通じて、航路別、企業別の運航調整を行ない、不採算航路について航路

1 政府計画の昭和四十五年度一三三五万トン

（貨物船九八五万トン、タンカー三五〇万トン）邦船積取比率輸出六三・六%、転入六二・一%とい

外国船主と国内荷主との低運賃の長期用船契約

を規制し、運賃秩序を確保する。これがため適正な法的措置を講ずる。

十、海運労働者の雇用対策

近代的都市計画の樹立とその実施が必要である。

七、オーナー対策

計画造船の結果生じたオペレーターとオーナーの系列を排除し、オーナーの統合を促進してその振興をはかるため必要な措置を講ずる。

八、内航船対策（別途決定）

九、港湾対策（別途決定）

3 寄港地その他の船員宿泊、娯楽施設を増強し、船員の福祉増進をはかる。
4 船医の確保をはかり船員の医療充実を行なう。

都市交通対策

日本社会党政策審議会

大都市における極端な交通難の問題は、膨張を続ける人口、無統制な産業中、道路、港湾等の産業基盤の立遅れ等政策的な矛盾の積み重ねが根本的な原因となっていいる。

わが党はさきに、「道路交通対策を決定」し

衆輸送、公共輸送優先の原則に立つて通勤、通学日常生活必需物資輸送の確保を主眼とする。次に如き対策が早急に実施されなければならないと考える。

1 海運労働者の近代的雇用対策を確立して、企業の基盤整備等による労働者へのシワ寄せを排除し、労働条件の改善をはかる。

2 総合交通運営の実現

個々バラバラに行なわれている交通行政を調整して有機的な総合交通行政を実施するため交通関係行政（仮称）機能を調整統一をはかるため、交通管理庁を設置し、その強化充実をはかる。

3 交通機関の調整と統合

能率のよい交通の総合運営を行なうには、都市とくに大都市におけるその一元化的公営、私営、その他各種関係交通機関の調整統合をはかり、その一元的な運営を促進しなければならない。

二、大都市交通の一元化

(1) 首都交通の一元化

(1) 東京都営交通事業と帝都高速度交通営団を統合し、新たに公共企業体を設置してその運営を行なう。

(2) 新企業体は東京都、帝都高速度交通営団及び政府出資による。新企業体は、統合前のそれぞれの事業を總て、繼承し、繼承した事業を一元的に運営管理する。

(3) 新企業体の經營委員会を設置して行ない、代表するものとして総裁以外の役員を置く。総裁は經營委員会の任命とする。

(2) 運賃調整による一元化

て、道路交通に関する一般的な政策及び交通難の緩和、交通秩序、安全の確保等の諸問題について対策を打ち出したが、さらに交通問題が集中的に現れている都市交通の諸問題を開拓するため、大

1 近代的都市計画の実施
理想的な都市交通を実現するには、人口と産業の過度集中を抑制し、均衡のとれた総合的な

- (1) 都内交通機関(将来は国電を含む)の運賃を調整し、同一運賃帯の設定等運賃プール制を行ない、運賃面よりする交通調整と利用者の利便をはかる。
- (2) 運賃プール制実施については必要な総合精算機関を設けてこれを行なう。(この機能を前記新企業体が行なう)
- (3) 大阪、名古屋、横浜、京都、神戸、北九州等の大都市交通の一元化については、東京都における交通調整に準じて総合運営を行なう。
- ## 二、都市高速鉄道の建設促進
- (1) 「都市高速鉄道建設助成特別措置法案」(党案)の成立を期し、地下鉄及びその他の都市高速鉄道建設のため建設利子補給を行なうと共に建設資金に対し、長期低利資金の供給及び国、関係地方団体の出資増額を図りその建設を促進して、既定計画を昭和四十五年度を目標に完成させる。
- (2) 都市内鉄道の改良については高架鉄道を中心に行ない、その財政措置は(1)項に準じて行なう。
- (3) 地方鉄道法、軌道法による運輸、建設両省間の権限調整を図り、都市における高速鉄道建設に対する行政の円滑化のため必要な法的措置を講ずる。
- ## 三、交通機関相互間の調整
- 1 都市における関係交通機関の調整は、運賃プール制、同一運賃帯の設定、相互乗入れを行なう等必要な措置を講ずる。
- 2 路面電車の撤去と他交通機関への転換については、大衆大量輸送確保の観点から次の条件を考慮して決定する。
- (1) 路面交通事情のみにとらわれず、地下鉄その他代替輸送機関建設と関連する総合的な条件を必要とする。
- (2) その具体的な実施については、首都及び大都市に設置される新企業体により一元的に実施する。
- 3 バス輸送との調整
- (1) 地域的、時間的に輸送量との不均衡を調整するため、総合的な調整機関を設ける。東京都及び大都市においては前記二、による新企業でこれを行なう。
- (2) 市内交通の輻輳する都市には、バスターミナルの建設を促進する。これがためターミナル法の改正を行なう。
- (3) 東京都における都心主要駅の発着方式をやめ、これを循環方式等にして、混雑を緩和する(その他の都市についても)
- 4 トラック輸送の調整
- (1) 大都市における長距離トラック輸送と、都市内輸送との事業分野を区分する。
- (2) 主要都市には必ず長距離トラックのターミナルを建設する。
- 5 ハイヤー、タクシー輸送の調整
- (1) ハイヤー、タクシーの需給関係については都市毎に常に合理的な需給関係を把握し、その輸送力の確保につとめる。
- (2) とくに大都市主要駅におけるタクシーの必要数の配置と、天候、行事等における需給変動に対応できる体制を確立する。
- (3) 乗車拒否等の不法事業行為を根絶するため、交通運送事業の適正な運営についての行政指導を徹底する。
- (4) ハイヤータクシー事業における不合理な歩合制賃金等を改善し、福祉施設等を充実して、労働条件を改善する。
- ## 四、その他当面の交通条件の改善
- 1 都市交通を阻害しないため、道路工事における施行方式の改善を行なう。
- 2 道路の巾員、曲線等の路面改良を促進するとともに、通学地域及び住宅地域には必ず歩道を設ける。
- 3 踏切の立体交差を促進し、踏切保安設備を完備する。
- 4 公有地を活用して公営駐車場を増設する。
- 5 街灯の増設等道路照明を完備する。
- 6 道路標識、信号機等の保安設備を完備し、標識、信号機とまぎらわしき看板、広告類を規制する。

8 自動車損害保障法の改善をはかり、交通事故
犠牲者に対する充分な補償制度を確立する。

9 交通教育を徹底する。

ヨーロッパ諸国においては、労働者の休暇旅行（ソシール・ツーリズム）は一般化し、具体的な国

観光政策

日本社会党政政策審議会

運輸部会

一、観光の近代的性格

従来のわが国における観光の観念は、「物見遊山」という言葉に表わされているごとく、有産階級及び高額所得層の占有視され、多分に遊興的観念で律せられて來た。これが海外に対する観光宣传についても、観光施設についても、また、観光事業についても随所に現れていたということができる。

しかし、観光の本来の性格は、一部の有産階級の独占物ではなく、広く国民大衆との家族の疲れ余暇利用旅行等の観点から、観光の本来もつているこの近代的性格を再認識して、これを強めていかなければならない。ここに観光が近代産業とし

ての意義をもつと同時に、観光事業の社会性ないしは公共性が強まっていることができる。

国際観光旅行についてもこの性格が強まっている。

いわゆる有産階級や名士をつのり、豪華船による海外旅行団という形は殆ど過去のものとなり、今日では身軽なツーリストとして、一般市民及びその家族が積立貯金或いは、旅行金庫等を利用しての旅行者が増加している。これらの現象は、国際観光の分野においてもまた、大衆旅行化が進行していることを物語っている。

以上のようないくつかの観光の在り方や方向性からみると、日本の従来の観光対策は、基本的に大きな欠陥をもつていたことが明かである。

二、大衆旅行対策

1 旅行休暇制度の確立

最近一般的な傾向としてレジャー・ムードとして大衆旅行の風潮が助長されてきているが、いずれも土曜日、日曜日だけに集中する「疲労する旅行」がもっぱら行なわれている。しかも、これが国の施策、制度に支えられているものではなく、多分に風潮におおられた、自己逃避的なものでソシール・ツーリズムとは本質的に異なる現象である。

労働者がその家族とともに休養をとれ、かつ知的な面において充分満足すべき旅行を行なうことができるため、普通の休日、年次休暇の外に年間七日至乃十四日間の有給旅行休暇制度を確立すべきである。

2 旅行金庫の設置

労働者のみならず購買力の弱い一般の市民、農民の経済的負担を極めて軽くしてその旅行を促進するため、労働者、農民、中小企業者、自営業者等が利用できる政府、労働組合、農協、使用者、関係団体出資の旅行金庫を設置して、旅行資金の融通及び交通費、宿泊費、旅行土産品等旅行費用の割引措置を行なう。

3 旅行施設の増設とその低廉化

イ 国内の一般観光旅行者のための低廉な国民宿舎の増設を行なう。
ロ 労働者及びその家族の休暇旅行のため、宿泊設備、休養設備の完備した休暇村の建設を行なう。
ハ 青少年の自然旅行を助長するためユースホステルの増設を行なう。

三、国際観光

従来日本は、観光国などといわれて來たが、その実体は、外人観光客、イタリー、約千五百万、人、西ドイツ約一千万人（一九五八年）であるのに対し、日本は、僅かに三十五万人程度（昭和三十一年）で、観光外貨収入もこれらの諸国とは比

較にならない状態である。

国際観光対策もまた、弱体であり、海外宣伝においても観光の近代性を把握しない旧態依然たるもののが残っている。これらの欠陥を払拭し、日本独自の個性的な観光

資源を開発活用して、健全な国際観光を発展させなければならない。

1 関係行政機構の協力体制を確立するとともに

国際観光機構を整備拡充して、健全な国際観光宣伝を強化する。

2 國際的に割高なホテル代を低廉化するため、長期低利融資により国際観光ホテルの増設、と

くに中級国際ホテルの増設を行なう。
3 総合旅行案内所の増設とその充実をはかる。

4 ガイドの増員

5 外人旅行者に対する飲食費、旅行用品、土産品等に対する税の減免

四、観光資源の開発

わが国は南北に横たわる長い国土を有し、四季の変化及び地理的な変化に富み、かつ、古い歴史的所産が多く、極めて豊富な観光資源をもつてゐる。これら多くの山嶽や景勝地が観光資源として既に開発され、活用されているが、その状態は必ずしも健全な観光の発展に寄与しているといわれる。即ち、自然美と古来の風土を破壊する浮薄な商業主義に支配され、原色と騒音が殆どの観光地を

覆っている。

同時に、観光地の開発がそれぞれの事業体或いは地域的独善によって支配され、総合性、関連性が無視されたまま拠点開発がバラバラに行なわれている。

これらの欠陥を克服して、観光地としての各地域間又は、各地点相互間の連けいのとれた広域的総合的な観光開発を行なうと同時に、自然美を保護し、固有の個性的な風土を守るために、次の如き対策を厳格に実施する必要がある。

1 観光地の開発に当ては、広域的な関連を充分考慮をして指定する。

2 指定地域以外の地域は観光地としての開発はできない。

3 観光開発にあたっての事業基準を法的に規制する。

4 観光開発事業又は観光事業として、指定観光地域（含む国立公園、自然公園等）における次のごとき工事又は工作について総て許可制とし、嚴格な規制を行なう。

イ 山岳、河川、渓谷、丘陵、森林等自然の景観に変更を与えるもの。

ロ 周囲の景観及び当該観光資源に影響を与える建造物の建設又は改修

ハ 道路、橋、鉄道の建設、改良、路線変更、観光用ケーブル等の建設又は改修

二 周囲の景観に影響を及ぼす立木の伐採、移動

ホ その他観光地としての景観及び当該観光資源に影響を与える工事又は工作

五、総合観光行政の確立

わが国観光行政の実体は極めて貧困である。即ち、関係行政機関は、運輸省、厚生省、文部省、建設省、農林省等の数省と各地方自治体と関係しているながら、全く不統一に運営され、その主管的な業務は、運輸省の一局である観光局が行なっているだけという状態である。関係法令もまた国立公園法、温泉法、森林法、旅行あつせん業法、出入国管理令等数十種の関係が何らの連携なく、個々バラバラに運用され総合的な観光行政の大きな障害となっている。

このような状態を抜本的に改め、総合観光行政を行なうには次の措置を実施する必要がある。

- 1 観光関係行政機関を整理統合し、運輸省以外局として観光庁を設置して、総合観光行政を行なう。
- 2 地域ごとに地とて地方観光局を設置する。
- 3 観光関係法の調整統合を行ない、観光基本法の制定をはかる。
- 4 観光事業関係法の再検討を行ない、観光事業及び旅行あつせん業について抜本的な改革を行なう。

六、その他の対策

- 1 一般観光旅行の外に産業観光旅行と結びつい

ため、関係各機関の協力体制と連携を強化する。

2 旅行総合案内所、相談所の増設をはかるとともに能率的な旅行サービスをはかる。

3 旅行総合案内所、相談所には一定資格をもつ旅行相談員を配備する。

4 國際観光紹介について関係機関の調整と有機的な協力体制を確立する。

鉄道新線建設に対する方針

日本社会党政策審議会 運輸部会

将来の交通投資は輸送需要の科学的客観的な観点から計画されねばならない。特に鉄道敷設のそれは莫大な固定資本の投下を必要とし、完成に至るまでの懷妊期間も長期に亘るものであことを考慮されなければならない。

しかしに今までの国有鉄道の新線建設は必ずしもかか觀点から処理されていないばかりか、陸上輸送構造の変化、特に道路改良と自動車工業の発達を考慮に入れぬまま政治配慮、地域的偏見によつてなされているものも散見するばかりか、今日の諸条件に照らし必要な線区の建設は國鉄経営に占める自動車輸送は鉄道の代替輸送機関から完全な競争機関となり、国有鉄道は政府直接の運営

5 通行税の廃止
6 旅行関係施設の建設、取得に対する減税と飲食費、旅行用品等に対する税の減免措置の実施。

7 看板、広告類等の規制
8 騒音、色彩、煙等居住環境を悪化する現象についての規制

から独算制を建前とする公共企業に性格も大きく
変り、本法は実情に副わぬものがあり、特に別表
記載の予定線は全体として再検討の要がありこの
際これを廃止する。

二、新線建設方針

A 鉄道建設法（仮称）を制定

次の諸点を内容とする新法を制定する。

- (1) 国有鉄道の新設建設は国鉄総裁が計画し、
運輸大臣の認可を必要とする。

- (2) 政府は新線建設を国鉄に命令することがで
きる。
- (3) 建設費は全額政府出資とする。
- (4) 新線建設計画について、国鉄総裁はその諮
問機関に諮問する。
- (5) 既設線の買取は(1)(2)に準ずる。
- (6) 新線建設計画には年次計画を必要とし、政
府はその繰上げ施行等計画変更を命ずること
ができる。

B 現行附属別表の再検討

- (1) 従来の予定線、調査線を再検討整理し新た
に建設計画をたてる。
- (2) 現在の着工線については年次計画をたてて
早期完成をはかる。
- (3) 自動車輸送に切替えを適当と認むものにつ
いては、別途政府において年次計画により処
理する。

一部を改正する法律案要綱（案）

日本社会党政策審議会

- 一 法律の題名を「原子爆弾被爆者援護法」に改
めること。
- 二 医療手当月額の限度を現行の二千円から五千
円に引き上げること。
- 三 被爆者が健康診断又は認定被爆者としての医
療の給付を受けるため労働することができない
ことにより収入が減少したと認められる場合に
は、政令の定めるところにより、援護手当を支
給することができる」とすること。
- 四 被爆者で原子爆弾の傷害作用に起因して死亡
障害（内科的疾患に基づく身体障害を含む。）
- 五 被爆者が原子爆弾の傷害作用に起因して死亡
した場合においては、その者の遺族に対し、三
万円の葬祭料を支給すること。
- 六 都道府県が被爆者のために生活医療相談所を
設置した場合には、国は、予算の範囲内におい
て、これに要する経費の一部を補助するものと
すること。
- 七 認定被爆者及び被爆者障害年金を受けている
者については、所得税法上の障害者控除（税額
六千円控除）を受けられるような措置を講ずる
こと。
- 八 認定被爆者及び被爆者障害年金を受けている
者については、国鉄運賃法による身体障害者に
関する運賃割引を受けられるような措置を講ず
ること。
- 九 施行は、昭和三十八年四月一日からとするす
ること。

公共料金等物価値上げに関する申入書

げに強く反対するとともに、食管制度を堅持し、これを改善していくための基本的対策を確立すべきことを要求する。

昨年度は政府の三七年度年次経済報告の指摘するように「全面的な物価上昇の年」であった。しかしその後も依然として消費者物価は上昇の一途をたどり、一・八%から五%へと修正された政府の本年度見込みも、再び修正を余儀なくされるだろう。

これは政府自ら、閣議で再確認した「公共料金などの借上げ抑制方針」、参院選挙で自民党が公約した「公共料金の値上げ抑制、食料品の価格安定」を踏みにじって、電力料金、私鉄運賃、消費者米価の値上げなど、率先して公共料金の一齊値上げを強行するところに大きな原因がある。

(1) 昭和三十七年十一月一日

日本社会党

内閣総理大臣池田勇人殿

バス運賃、タクシー、国立大学授業料などの値上

消費者米価値上げ反対に関する党の態度

(一九六二・一〇・三二)

日本社会党政策審議会

政府、さる十月十九日の閣議で、消費者米価値上げの方針を決定し、十二月一日から十二%程度の大幅値上げを強行しようとしている。この主な理由は、食管会計赤字の増大を解消するためといふのであるが、食管制度が国民生活安定のために果している役割を深く考慮せず、たんなる財政的

見地からのみ問題を取り上げ、安易に消費者米価値上げを行なおうとすることは、食糧政策を混乱させるとともに、一般諸物価の値上がり傾向に拍車をかけ、国民生活を不安におとしいれるものといわなければならない。

われわれは、次の理由によつて消費者米価値上

げが目白押しにあとにつづき、これはやがて一般消費者物価に波及して、全面的な値上げムードを再現することは必至である。

このような相づぐ消費者物価の値上げは、国民生活の基礎を破壊するものであり、もはや一刻の猶予も許されない。

政府はすみやかに、消費者物価値上げ阻止のための緊急措置を講ずべきであり、当面少くとも公共交通料金の値上げを全面的に禁止すべきである。右申入れる。

(2) 昭和三十七年十一月一日

日本社会党

内閣総理大臣池田勇人殿

バス運賃、タクシー、国立大学授業料などの値上

一、消費者米価値上げの社会的影響は甚大である。

(3) とくに、低所得層の米の需要は最近ようやく増加したばかりである。ここで消費者米価

を値上げすれば、この層は再び米を充分にたべられなくなり、米の需要を減退させるであろう。消費者米価値上げの前に、まず最低賃金制度の確立等を先きに実現させるべきである。

二、食管制度の目的を遂行するためには、消費者米価の値上げを行なうべきでない。

(1) 米は国民の主食であり生活必需品である。

これにたいし生産は季節性、地域性が強く機の対象となり易く、もし自由流通すれば買い占め買い叩き等の不当行為が生じ、社会不安をまねく。従つて、国が米の需給を管理し、国民の主食を安定して供給していくというのが食管制度の目的である。かかる目的をもつ食管制度にたいし、必要な費用を国が負担するのは当然であり、食管会計を独立採算制にして財政支出分を赤字としてみる論拠はあやまりである。

(2) 現在、消費者米価を値上げすれば、生産県ではヤミ米流通を増加させ、都市では低所得層の需要減退をまねくなど、米の統制の基礎をくずすおそれが強い。たんに財政的見地から理由で、食管制度そのものをくずすような措置をとるべきではない。この意味では、生産農民も消費者米価値上げに反対すべき立場にある。

一方、生産者米価を抑えれば、主食である米の安定的供給を不安におとしいれることは、モチ米加算の打切りが直ちにモチ米の不足をまねいた例からも明らかであり、消費者も再生産確保のための生産者米価を支持する立場にある。

従つて、生産者米価を引上げたため消費者米価値上げが必要となつたかのような議論は、食管制度本来の意義を無視し、生産と消

費を対立させ、統制撤廃への方向を早めようとする危険な議論であるといわなければならぬ。

(3) 今年度食管会計が必要とする財政負担は約一千百億円とみられるが、このうち五百十五億円前後の費用は、予算総額のわずか二、

三%、政府が大企業にたいして租税特別措置によって減免税している二千八百億円（実質的な補助金である）にくらべれば、九千万国民の生活安定のための費用として決して大きすぎるものではない。

三、食管制度にたいする財政支出の減少は、農業生産力を高めるための抜本的な策によつて行なうべきである。

食管制度への財政支出増加にたいする対策は、土地改良、大型農機具の共同利用等、米作の生産性を高めるための施策、肥料、農機具、農薬、動力費等農業用生産資材の価格引上げ、米以外の主要畜産物にたいする価格支持制度の確立など、米の生産費を安くし、総合的な農家所得向上させていく施策を強力に推進することによつて行なうべきである。これを行なわずに消費者米価値上げによつて一時的な財政支出の減少をはかるうすることは、なんらの問題を解決せず、食糧政策にたいする責任を国民に転嫁するものである。

四、配給制度等の改善は、消費者米価値上げにかならざることなく、政府の努力によつて進めるべきである。

べきである。

政府は消費米に一、二等の格差をつけることを考へているが、これは技術的に極めて困難であり、いたずらに中間利潤を増大させるにすぎない。品質向上は、試験研究、技術指導の強化など、根本対策によつて進めるべきである。

集荷手数料、卸小売手数料の引上げ要求にたいしては、これを消費者米価の値上げとからませることなく、食糧制度維持改善の立場から適正な料金とし、同時に登録変更回数の増加、小売店の卸店にたいする登録制度の確立などにより、消費者へのサービス向上をはかるべきである。

政府が負担する食管諸経費のうち、金利負担は昭和三六年度の六八億円から、三七年度予算是、同一集荷量にたいし一三七億に倍増している。このような金利、運賃等は、政府の努力によつてさらに引下げができる筈であり、かかる努力を行なわずに食管赤字を誇大に宣伝し、責任を消費者や農民に転嫁しようすることは、国民生活を大資本本位の財政政策の犠牲にしようとするものである。

政府の外交政策に対する申入れ

一、昨年、第一回の日米貿易経済合同委員会が、箱根で開かれた際に、わが党は、日米両国会にある重要な諸問題は、窮屈的に、日米安保体制そのものに根ざすものであることを指摘したが、その後の情勢の進展は、この指摘が正しいことを立証している。

即ち、対米貿易の赤字は、今年もまた依然として続いており、他方、ドル防衛策はいよいよ厳となり、さらにわが国の貿易自由化に強い圧力が加えられている。又、共産圏貿易に対する統制は依然として続けられており、最近では、

さらには、わが国をして、経済的利益を無視して、キューバからの砂糖輸入を差控えさせることまでの事態が生じている。このような不平等な日米関係は、決して長続きするものではなく、むしろ、日米間の永続的な眞の友好を妨げるものである。日米関係が、安定した基礎の上に立つためには、安保条約が解消され、沖縄を確立することが前提である。

一、当面、日本政府は、次の諸項目について、日本国民の要望を、アメリカ側に対し、堂々と主張して、国民の期待に応えるべきである。

(一) 昨年一〇億ドルに達した対米貿易の赤字は、本年においても、一月～七月で四億ドルに達しており、このため、わが国が、この赤字を埋め合わせるために、他の地域に対しても、無理な輸入制限、自國製品優先買付け、

自國船の優先使用など、一連のドル防衛策にある。政府は、アメリカ側が、このような一方的な政策を続ける限り、わが国としても、貿易収支の均衡を保つため、それに相応する措置をとらざるを得なくなることを率直に告げるべきである。

(二) わが国は、一〇月一日から八八%に及ぶ貿易自由化を強化し、国内の中小企業、農業に深刻な影響を与えたが、アメリカ側は、さらに一〇〇%の自由化を要求し、資本取引の自由化までも狙っている。政府は、アメリカ側が、右に述べた一連のドル防衛策をとりながら、これと平行して、わが国に対して、「自由化」を要求して来ることに対するは、その矛盾を衝き、率直に相手側の反省を求めるべきである。

(三) EECの発展とアメリカにおける通商拡大法の成立に伴い、アメリカと西欧という先進工業国の交流のみが進展し、わが国及びその他諸国が実質的に差別待遇を受ける危険が現実に存在する。このような傾向は、世界経済をブロックに分裂させ、先進工業国の経済支配を強化する方向に向うものであり、従つて、政府としては、単にO E C Dへ加盟して、先進工業国に仲間入りさせてもらえさえすれば、わが事成れりとするのではなく、進んで、平等互恵の立場に立つ全世界的な貿易の促進のために、積極的に発言すべきである。

(四) 先に政府は、沖縄の核武裁を容認する態度を明らかにして、沖縄・小笠原の復帰要求を実質的に放棄し、ただ経済援助の増額を以てこれにすり代えようとしているが、これは、沖縄小笠原の住民を含む全国民の復帰要求を全く無視するものである。政府は、沖縄の核武装に對して抗議し、その中止を要求し、また経済援助の増額その他の対策も、すべて祖国復帰が前提であることをアメリカ側に告げ、現在の実質的な永久占領政策を根本的に改めるよう要求すべきである。

一、なお「日韓正常化」について、アメリカ側から強い圧力が加えられることは容易に想像されるが、政府が、その圧力に屈して、日韓会談の強行成立に踏切れば、それは、再び安保闘争の一の舞になることを、声を大にして警告してお右申入れる。

一九六二年一月一二日

日本社会党中央執行委員会

内閣総理大臣 池田勇人殿 委員長 河上丈太郎

減税の方向

明年度減税実施についての申入れ

政府は明年度予算編成に当つて、減税について極めて消極的であるが国民の要望に応え、大幅減税を実施すべきである。その理由を次にあげて政府の誠意ある検討と実現をつよく要望する。

記

減税の必要性

一、前税制調査会の答申の骨格をなしたものは、国民の税負担は今日なお重いとして租税負担率は「国民所得の二〇%程度」にすべきであると提言したことであり、これは政府も尊重を約しつよく納税者の共感を得たものである。

然るに三十七年度予算においても、それは二二・二%に達し、もし明年度予算において減税を見送るならば、更に比率は増加し、答申は全く無視されているのみならず、国民の負担は加重されよう。

二、今日の不況は、今後なお相当継続されると考えられるが、設備と生産の過剰を切りぬけるための有効需要増加の一方途として、当然減税がとりあげられなくてはならない。

三、自税增收は、大蔵省においてすら本年度一、〇〇〇億円以上、明年二、〇〇〇億円乃至二、

五〇〇億円以上の增收見込を推定しているが、各方面からは遙かにこれを下廻る数字が発表されている。

また三十六年度剩余金は公債償還を行つてもなお一、〇六七億が三十八年度において使用しうる。

加えるに、各方面の指摘をつねにうけている租税特別措置は、三十七年度を例にとつてもこれに根本的なメスを加えることによって数百億円の財源を追加することは可能である。従つて一説による財源難というが如きことは、納税者を納得せしめることは出来ない。

四、今日の税法は歴年いろいろの改正がなされて来たとはいえ、経済の著しい変動や消費構造の変化、其他の情勢の推移は、新しい不公平を数多く内蔵し、根本的再検討を必要とするに至っている。また、歴年の著しい自然增收の計上は実質的な増税となつていることを国民は指摘し

一、近時、政策的減税が次々と追加され、継続されるために租税の原則たる負担の公平が著しく阻害され生活費にくいこむに至っている。政府は課税最低限を引きあげるとともに負担の公平を徹底する方途を考えるべきである。

二、右に伴い大口所得者、大企業本位の租税特別措置を国税地方税にわたつて大幅に改廃すべきである。

三、労働による所得に対するよりも、株、土地、金利、建物等の不労所得に対する税金が安いという矛盾は著しく納税に対する観念を失わしめるとともに、政治に対する不信感まで増大させていることを深く考慮し、税の公平を徹底すべきである。

四、伝える所によると、ガソリン税の増税などが考慮されていると聞くが、今日までの再三にわたりガソリン税の増税がなされて來た今日、かかることはなさるべきではない。

五、国税地方税の再配分については、従来から各方面の主張している所であり、政府の勇断の乏しいことを露呈している。この際実現して地方自治体の独立財源を強化すべきである。

六、所得税納税者一、四七三万中勤労所得納税者は実に一三〇万人に達し、申告所得者は僅か一八〇万人にすぎない。このことは完全な所得把握をうける勤労所得者がいかに不遇をうけているかを実証しているといつても過言ではない

い。

政府は勤労所得者の減税に重点をおくべきである。

七、中小企業基本法制定の機運のつよい今日、懸案となつてゐる企業課税、事業税、自家労賃、法人と個人企業組合等々について新しい角度で検討し、減税をなすべきである。

八、タバコの税については本来三十七年度において減税を実現すべきであった。明年度は必ず減税を実施すべきである。また電気ガス税の廃止についてのつよい世論を受け入れるべきである。

九、国民は数年来、道路、学校、消防団等の施設をはじめ各種の面で、本来国及び地方自治体において全額負担すべきことについて寄附名儀の

負担を強制されている。また健康保険税も負担過重となっている。減税と併せてこれらの税外負担の解消を徹底すべきである。

十、従来納税者のつよい主張として税法改正のいかんにかわらず、通達とその運用など窓口行為についてつよい批難が集中している。税務行政の民主化のため、各局に各界の人材を集めた

納税民主化委員会を設置するとともに、納税者に対するサービス改善に格段の措置をするべきである。

十月十四日

日本社会党中央執行委員長

河上丈太郎

内閣総理大臣 池田勇人殿

清掃法改正案要綱（案）

清掃対策特別委員会

- 一、市町村の清掃に対する責任を一層明確にすること。
- 二、汚物の定義を拡げて実情に即するようとすること。
- 三、特別清掃地域の制度を廃止し、清掃法の規定を全国一律に適用することとする。ただし、当分の間は、政令で適用除外地域指定をし得ること。
- 四、市町村に汚物収集のための容器の配置を義務づけること。
- 五、汚物収集が定期的かつひんぱんに行なわれるよう収集の回数等について基準を設けること。
- 六、汚物の収集、運搬及び処分はすべて市町村が

みずから行なうものとし、汚物取扱業の制度を廃止すること。ただし、現に汚物取扱業の許可を受けている業者は、その許可期限が満了するまでは、なお従前の例によりその業務を行なうことができることとする。

七、汚物の収集および処分については、手数料を徴収しないことすること。

八、終末処理場のある下水道の完備している地域においては、建物の所有者は、汲取式便所を水洗便所に改善するよう務めなければならないこととし、その改善に要する経費については市町村が補助金を交付することができるとしている。

九、市町村が補助金を交付した場合には、国は市町村に対してその経費の二分の一を補助するものとすること。

九、国庫補助の規定を大幅に拡充することとし、補助の対象及び補助率は、次に掲げるものとすること。

- 1 し尿浄化そと及び汚物処理施設の設置に要する経費（用地の買収に要する経費を含む）補助率二分の一
- 2 汚物の収集及び運搬のための容器、船舶及び車両 補助率二分の一
- 3 災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行なうために要する費用 補助率十分の一
- 4 前記1及び2に掲げる施設及び設備の災害復旧に要する経費 補助率十分の一

第二十二回党大会

政策審議会提出議案一覧

- 一、政策活動方針（次号）
- 二、山林政策大綱（次号）
- 三、当面の農業金融政策要綱（次号）
- 四、農用地開発整備対策要綱（次号）
- 五、社会保障政策（今号）
- 六、労働政策（次々号）
- 七、教育政策要綱案（前号）
- 八、行政制度の民主化と行政機構改革に関する方針（次号）
- 九、昭和三十八年度財政方針に対する態度
(今号)
- 十、觀光政策（今号）
- 十一、海運政策（今号）
- 十二、都市交通政策（今号）
- 十三、鉄道新線建設に対する方針（今号）

編集人 政策資料編集委員会

印刷兼 横山利秋

発行所 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院別館

電話 東京 (581)3111 内線 2222-3

定価 100円 送料20円